

平成 15 年度 中小企業庁委託事業

アニメ産業の委託取引に関する実態調査 及びモデル契約書策定に係る調査研究

報告書

平成 16 年 3 月

- 目 次 -

はじめに.....	1
1. 調査研究の背景と目的.....	1
2. 調査研究の実施方法.....	2
我が国のアニメ産業における実態.....	5
1. アニメ産業の現状と課題.....	5
(1) アニメ産業の市場規模.....	5
(2) 劇場用アニメの興行収入.....	6
(3) テレビアニメ番組.....	6
(4) テレビアニメ番組ビジネス.....	7
(5) アニメビジネスの拡がり(著作権ビジネス).....	8
(6) アニメビジネスの拡がり(海外展開).....	8
(7) 経済産業省のアニメ産業に関する施策.....	9
2. アニメ制作工程の概要.....	10
(1) アニメ制作工程の概要.....	10
(2) アニメ制作工程と委託取引関係との対応例.....	11
3. アニメ産業の委託取引に関するアンケート調査.....	12
(1) 実施要領.....	12
(2) アンケート調査票等.....	13
(3) アンケート調査結果.....	17
回答企業(回答者)の属性.....	17
書面による契約の実態.....	20
取引において受けた行為、対応してもらった行為.....	22
委託取引や契約慣行において変更したいこと、変更すべきこと.....	25
下請代金法に関する不明点など.....	29
4. アニメ産業の委託取引に関するグループ・インタビュー調査.....	32
(1) グループ・インタビュー実施状況.....	32
(2) グループ・インタビュー結果概要.....	32
A) 脚本.....	33
B-1) 監督、演出.....	35
B-2) 絵コンテ.....	37
C) レイアウト、原画、動画.....	38
D) 背景.....	40
E) 仕上げ.....	42
F) 撮影.....	44
G) 音響.....	46
H) 編集.....	48
I) 話(シリーズ)グロス(一次下請).....	50

アニメ業界における下請代金法についてのQ & A	52
1. 下請代金法全般について	53
(1) 下請代金法の目的や内容について	53
(2) 下請代金法適用の経緯について	54
(3) 下請代金法適用の時期について	54
2. 下請代金法の適用範囲について	55
(1) 親事業者と下請事業者の定義について	55
(2) 対象となる委託取引について	58
3. 委託取引における親事業者の義務について	62
(1) 書面交付の義務について	62
(2) 支払期日を定める義務について	66
(3) 書類の作成・保存義務	66
(4) 遅延利息の支払義務	66
4. 委託取引における親事業者の禁止事項について	67
(1) 買ったたきの禁止について	67
(2) 受領拒否の禁止について	68
(3) 返品 of 禁止について	68
(4) 下請代金の減額の禁止について	68
(5) 下請代金の支払遅延の禁止について	69
(6) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止について	70
(7) 不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止について	71
(8) 報復処置の禁止について	72
5. 改善勧告・罰則などについて	73
6. その他	75
アニメ業界における委託取引に関するモデル書面	77
下請代金支払遅延等防止法第3条に規定する書面に係る参考例	78
(書式例1) アニメ制作に係る情報成果物作成委託の発注書面の例 規則で定める事項を1つの書式に含めた場合	79
(書式例2) アニメ制作に係る情報成果物作成委託の発注書面の例 算定方法による場合	84
(書式例3) アニメ制作に係る情報成果物作成委託の発注書面の例 当初書面に記載することができない特定事項がある場合	90
(書式例4) アニメ制作に係る情報成果物作成委託の発注書面の例 共通記載事項がある場合	94
まとめ	97

はじめに

1. 調査研究の背景と目的

本調査研究は、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請代金法」という）の改正を踏まえ、複雑な取引関係を有するアニメ産業の委託取引構造及び委託取引契約の実態を把握し、改正下請代金法が適用される委託取引契約について、業界が同法に的確に対応できるよう、モデル書面及び委託取引におけるQ & A集を策定することを目的とする。

アニメ産業は、工程毎に分業され委託取引の対象が多岐にわたっていること、また、各々の委託取引においても契約形態が多岐にわたっていること、著作権処理の観点から制作に係る契約が重要であること、等の業界特性がある。

上記のモデル書面及び委託取引におけるQ & A集がより活用されるようにするという観点から、それら事情に関する実態を十分に調査し、踏まえた上で検討することが非常に重要となると考えられる。

2. 調査研究の実施方法

本調査研究の実施方法は、以下の通りである。

(1) 研究会

関係業界、関係団体、有識者をメンバーとした研究会（アニメ産業の委託取引に関するモデル契約等策定に係る研究会）を設置し、計4回開催した。

本研究会の委員名簿及び研究会開催日・内容は以下の通りである。

委員名簿

委員長

慶応義塾大学商学部	教授	井原 哲夫
-----------	----	-------

委員

株式会社トムス・エンタテインメント	ライセンス開発部長	青野 史郎
有限会社アートランド	代表取締役	石黒 昇
アニメーション事業者協会	会長	伊藤 叡
バンダイビジュアル株式会社	取締役制作部長	上埜 芳被
株式会社クリーク・アンド・リバー社	執行役員	鈴木寿一郎
青山総合法律事務所	弁護士	内藤 篤
有限会社オープロダクション	代表取締役	村田 耕一
財団法人全国下請企業振興協会	専門調査員	守屋 家安
中間法人日本動画協会	専務理事	山口 康男

< 以上、敬称略、50音順 >

オブザーバー

経済産業省商務情報政策局文化情報関連産業課	新映像産業専門職	杉浦健太郎
経済産業省商務情報政策局文化情報関連産業課	企画係長・出版係長	田村 亮平

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課
中小企業庁事業環境部取引課

事務局

株式会社 UFJ 総合研究所	新戦略部	主任研究員	澤 伸恭
株式会社 UFJ 総合研究所	新戦略部	研究員	渡辺真砂世
株式会社 UFJ 総合研究所	経済・社会政策部	研究員	豊島 竹男

研究会開催日・内容

本研究会は、以下の日程・内容で合計4回開催した。

第1回委員会：平成15年11月18日

- ・調査研究の概要について
- ・アニメ業界の概要について
- ・改正下請代金法の概要について
- ・アンケート調査の進捗状況等について

第2回委員会：平成15年12月25日

- ・アンケート調査結果について
- ・グループ・インタビュー結果概要（中間報告）について

第3回委員会：平成15年2月19日

- ・グループ・インタビュー結果概要について
- ・モデル書面例（案）について
- ・委託取引におけるQ&A集の記載項目（案）について

第4回委員会：平成15年3月23日

- ・委託取引におけるQ&A集（案）について
- ・モデル書面及び記載要領（案）について
- ・報告書骨子（案）について

（2）アンケート調査

アニメ業界の委託取引構造及び委託取引契約の実態把握等のため、アンケートを実施した。特に、業界各社の問題意識の概要把握に努め、調査結果は、Q&A集の「Q」部分を整理するためにも活用できるようにした。

また、アンケートを実施する際には、改正下請代金法の要旨が書かれたパンフレットを挿入し、幅広く関係者に配布することによって、業界に下請代金法が適用されることを広報し、アンケートの回収率、精度等を高める一助とした。

（3）インタビュー調査

本調査研究の初期段階でインタビューを実施し、業界の全体像の概要把握を行い、アンケート、グループ・インタビューの充実化をはかることとした。

(4) グループ・インタビュー調査

委託取引構造及び委託取引契約の実態をできるだけ詳細に把握するため、グループ・インタビューを実施した。

グループ・インタビューの対象者としては、各工程における委託取引に関わる企業担当者及びフリーで活動している個人とし、できる限り関係者の「本音」を聞くことを主眼として、同様の観点を有していると想定される関係者を集めたグループ・インタビューを実施した。

(5) 専門家による内容チェック

モデル書面、Q & Aについては、適宜専門家や公正取引委員会、中小企業庁に諮り、内容の充実化をはかるものとした。

(6) 文献調査

アニメ業界の実態把握、下請代金法、著作権法、モデル書面策定の充実化のために文献調査を行った。

我が国のアニメ産業における実態

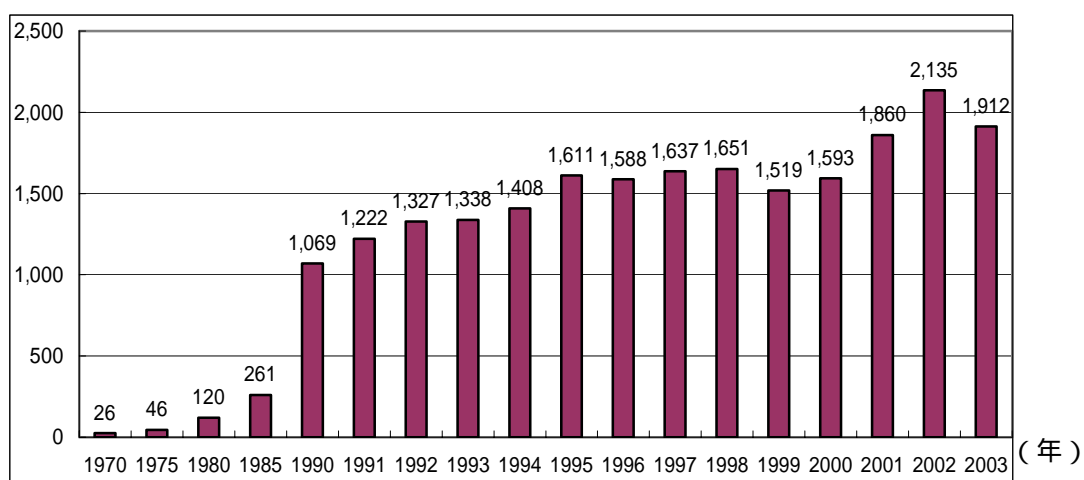
1. アニメ産業の現状と課題

(1) アニメ産業の市場規模

2003年における市場規模は1,912億円(映画、ビデオ、テレビの制作売り上げのみ)。キャラクターライセンスを与えた製品の総生産額は2兆円との説もある。

図表-1 アニメ産業の市場規模

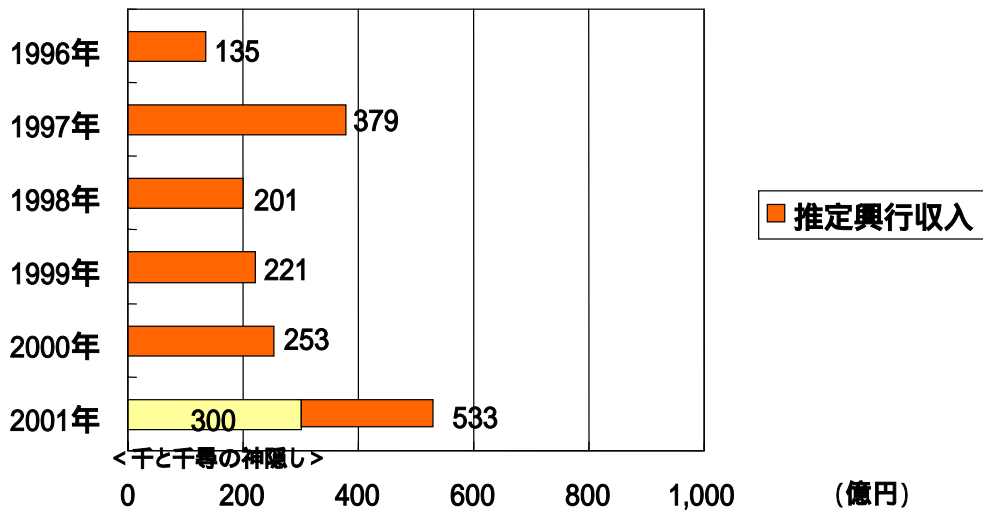
(億円)



資料：株式会社メディア開発総研調べ

(2) 劇場用アニメの興行収入

図表-2 劇場用アニメの興行収入



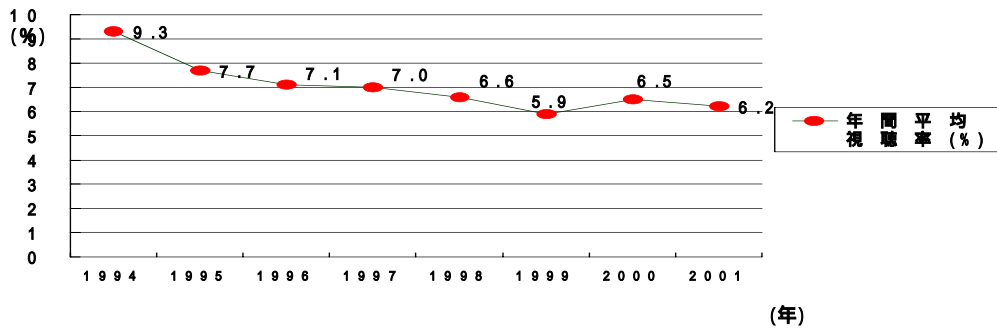
資料：経済産業省文化情報関連産業課『アニメーション産業の現状と課題』より

(3) テレビアニメ番組

年平均視聴率

長らく低下傾向が見られたが、近年6%程度で推移。

図表-3 年平均視聴率

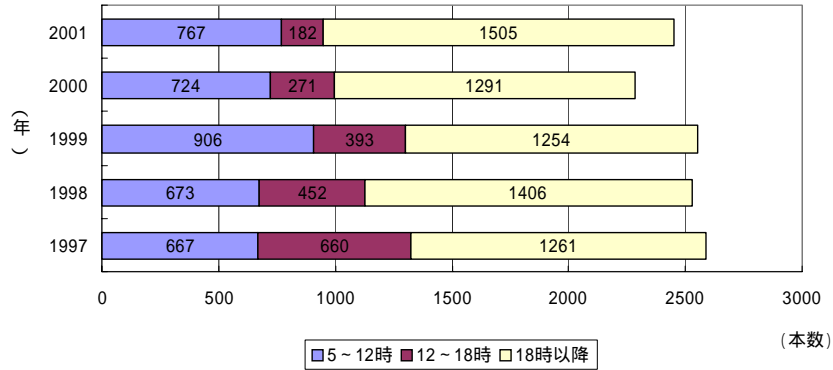


資料：経済産業省文化情報関連産業課『アニメーション産業の現状と課題』より

年間放送本数

近年、18時以降の放映が大きく増えている。特に、18時台及び深夜の放送量が增大。内容は子ども対象とオタク系に二分。なお、2003年5月現在の放送本数は週86本。

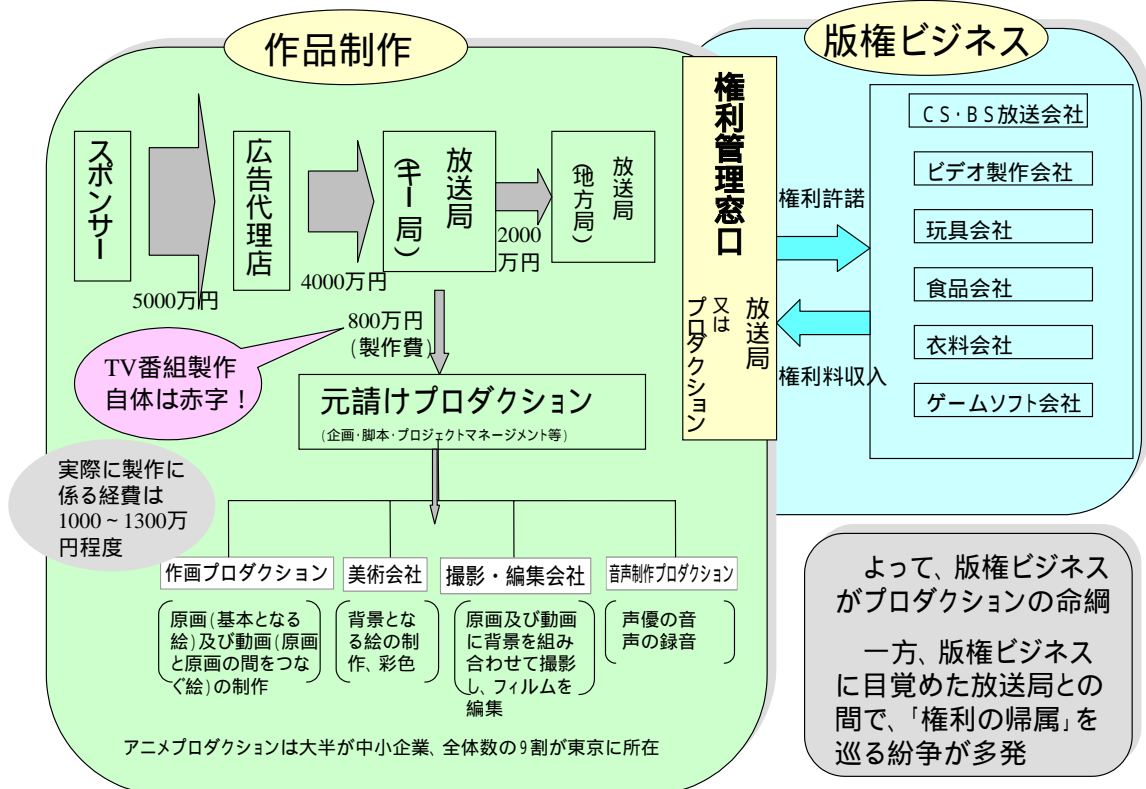
図表-4 年間放送本数



資料：経済産業省文化情報関連産業課『アニメーション産業の現状と課題』より

(4) テレビアニメ番組ビジネス

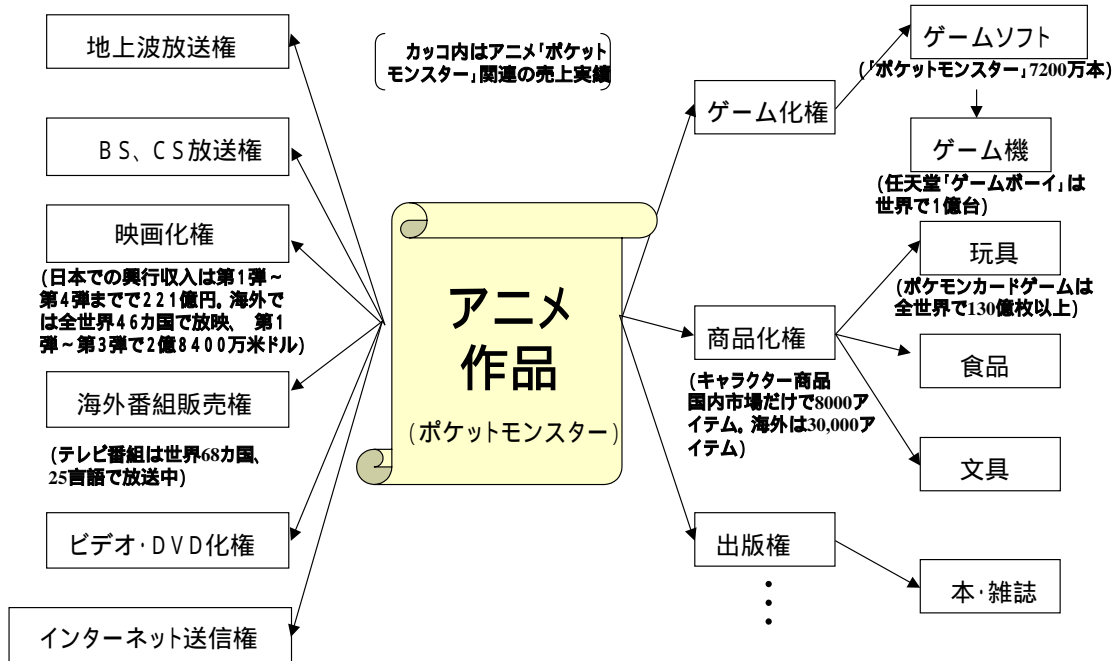
図表-5 テレビアニメ番組ビジネス(例)



資料：経済産業省文化情報関連産業課『アニメーション産業の現状と課題』より

(5) アニメビジネスの拡がり (著作権ビジネス)

図表-6 アニメビジネスの拡がり (著作権ビジネス)



資料：経済産業省文化情報関連産業課『アニメーション産業の現状と課題』より

(6) アニメビジネスの拡がり (海外展開)

- ・ 世界で放送されるアニメーションの6割は日本製
- ・ アニメ「ポケットモンスター」は、テレビ放送は68カ国、映画は46カ国で上映、映画の全世界の興行収入は第1弾～第3弾で2億8400万米ドル
- ・ ハリウッドの映画会社が日本製アニメの権利購入・映画化
- ・ 日本での放映を経ずに海外での放映を目的とした製作が増加

図表-7 アニメビジネスの海外展開のトピックスなど

- ・ 20世紀フォックス映画(米)が「ドラゴンボール」(鳥山明原作)の実写化権を獲得、数十億円の製作費を投じて04年の公開を目指す
- ・ ワーナー・ブラザーズ(米)は「AKIRA」(大友克洋原作・監督)の実写化権を獲得
- ・ ソニー・ピクチャーズエンタテインメント(米)が「鉄腕アトム」を原作とするCG映画「アストロボーイ」を04年に全世界で公開
- ・ 東映アニメーションは、「キン肉マン 世」の続編を日本で放映せずに直接米国で放映

資料：経済産業省文化情報関連産業課『アニメーション産業の現状と課題』より

(7) 経済産業省のアニメ産業に関する施策

- ・ アニメーション業界の自立化のため、業界団体（中間法人「日本動画協会」）に対する支援
- ・ 自ら著作権を保有して多面的なビジネスを行っていく意欲のあるプロダクションが正当な報酬を得ることが可能となるようなモデル契約書の策定・普及（平成 13～14 年度アニメーション産業研究会）
- ・ 金融機関・一般投資家からの資金調達環境の整備（例：信託業法の改正）によるプロダクションの自立支援
- ・ 「東京国際映画祭の機能強化」（コンテンツ見本市の開催等）によるアニメ産業の国際展開に対する支援
- ・ 「3D - CG を利用したセルアニメーション制作ツール」等のアニメーションデジタル制作技術の開発の支援

2. アニメ制作工程の概要

(1) アニメ制作工程の概要

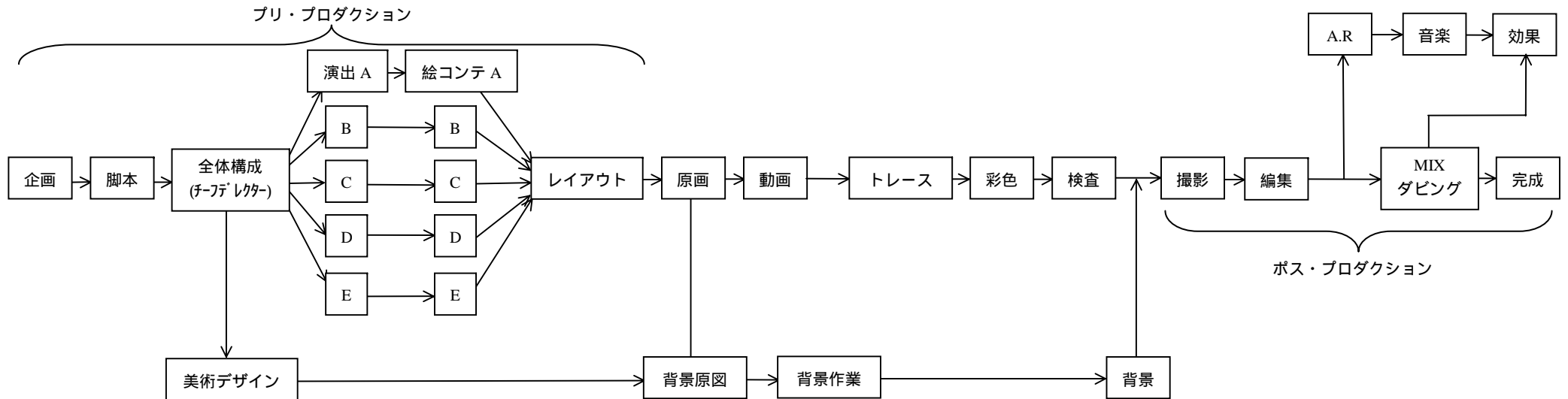
- ・ テレビアニメと劇場アニメでは、本数ベースで、テレビアニメの方が圧倒的に多い。テレビアニメの制作工程と劇場アニメの制作工程は、多少の相違点はあるが、基本的に共通しているといえる。
- ・ テレビアニメの制作では、放送局（キー局）と契約した「元請」（制作会社）が、当該アニメ制作全体についての責任を負う。「元請」が、そのまま別の制作会社に「丸投げ」をする場合（次ページの「二次元請」の場合）もある。実際の制作作業は、工程ごとに、制作会社が社内に対応する場合、別の企業に作業発注する場合、フリーの個人に作業発注する場合が存在しうる。どの工程を内製化し、どの工程をどこに外注するかは、個別の状況に応じて判断される。外注の定型が存在する訳ではなく、一般化は難しいようである。

また、「元請」から実際に制作作業を担当する主体に至るまでの委託取引の階層構造については、1階層の場合もあれば、複数階層の場合もある。これについても、一般化は難しい。

従って、アニメの制作工程と委託取引関係との対応関係を一般化してシンプルに整理することは不可能であり、多様なパターンを想定する必要がある。

- ・ 原画、動画、仕上げ等の外注においては、取引総額を定めた「グロス」方式取引と取引単価を定めた「単価」方式取引が存在する。委託取引の階層構造の上方は「グロス」方式、下方は「単価」方式が採用される傾向が見られる。

【テレビアニメの制作工程】

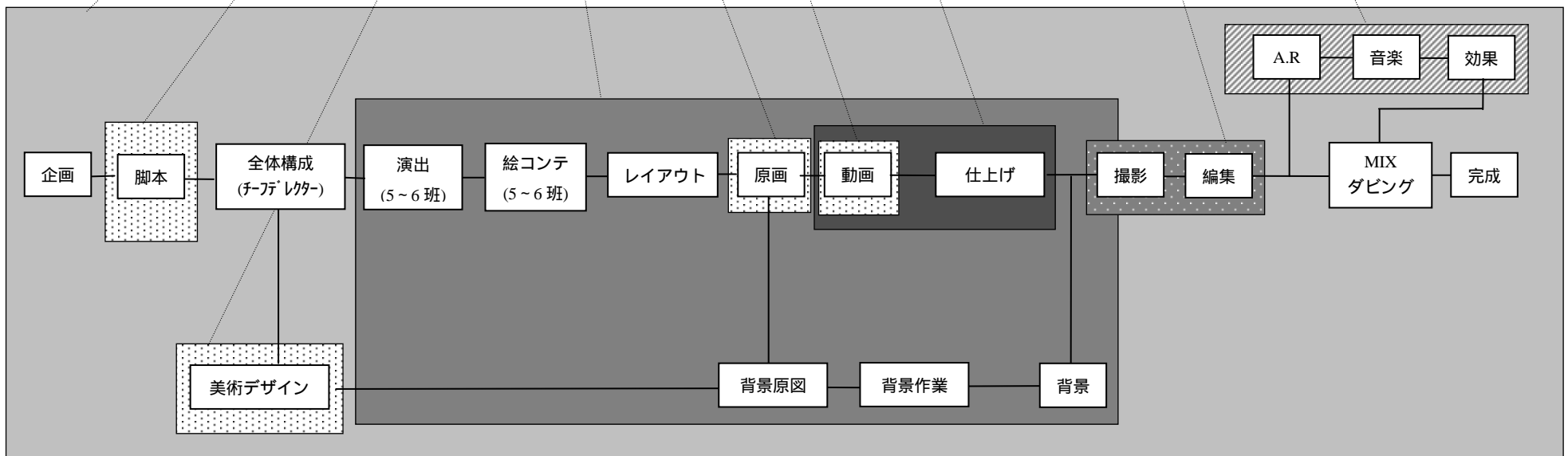
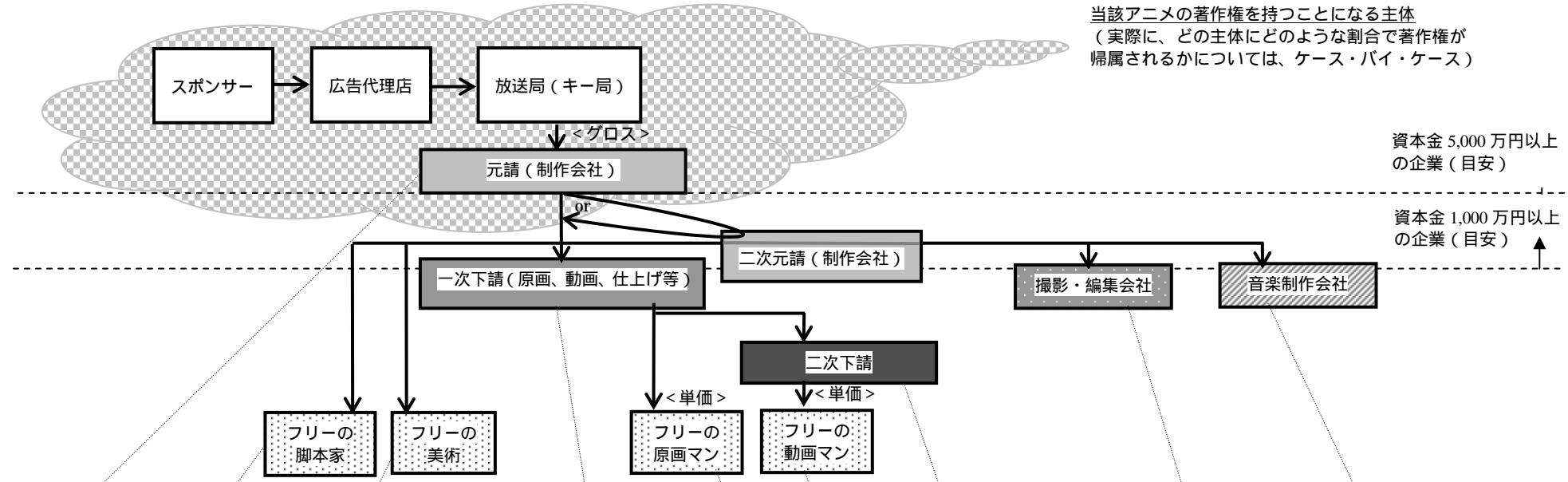


資料：東映アニメーション研究所「アニメーションテキスト」より

(2) アニメ制作工程と委託取引関係との対応例

【 アニメの制作の関係者 】

当該アニメの著作権を持つことになる主体
 (実際に、どの主体にどのような割合で著作権が
 帰属されるかについては、ケース・バイ・ケース)



【 アニメの制作工程 】

3. アニメ産業の委託取引に関するアンケート調査

(1) 実施要領

調査対象・配布数

- ・ 日本動画協会、アニメーション事業者協会、練馬区、杉並区より、アニメ制作事業者の名簿を提供いただき、重複チェックを行った上で、434社に調査票を送付した。
- ・ 対象434社には、10通の調査票を同封し、取引先等に配布協力を依頼した。

調査方法

- ・ 郵送にて配布を行い、回収はFAXと郵送の両方で行った。
- ・ 1社あたり、10通の調査票を同封し、適宜フリーの関係者等にも配布をしてもらった。
- ・ 調査票に表記した締切日前日までに返信のない対象者には、葉書による協力依頼を行った。

調査実施時期

平成15年10月21日 : 調査票発送
平成15年11月6日 : 督促状発送
平成15年11月21日 : 回収受付締切

回収数

有効配布数393件のうち、回収数は153件であった。
(調査対象のうち、廃業・住所不定は41件)

(2) アンケート調査票等

アンケート趣意書

平成 15 年 10 月

各 位

経済産業省 商務情報政策局 文化情報関連産業課(メディアコンテンツ課)
中間法人 日本動画協会
アニメーション事業者協会

アニメ産業の委託取引等に関する アンケート調査へのご協力をお願い

時下ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

さて、我が国のアニメ産業については、今や世界中から注目を集める、優位な地位を確立していますが、ビジネス面では、分業構造と下請構造が複雑に交錯しており、円滑な委託取引が困難な側面もあります。また、別紙の通り、アニメ業界にも改正下請代金法が適用される運びとなり、皆様が同法に簡便に対応できるよう、ガイドライン等を策定する必要があります。

こうした現状に鑑み、本調査は、アニメ業界における委託取引の条件等について調査を実施することにより、皆様に関わる今後のアニメ業界施策の検討に資することを目的とするものです。本調査の実施にあたっては、(株)UFJ総合研究所に委託しております。

つきましては、お忙しいところ誠に恐縮ですが、本調査の趣旨をご理解いただき、アンケート調査にご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

ご回答にあたってのお願い

- ・ 本調査の記載事項については、秘密を厳守し、他の目的に使用することはいたしませんので、ご回答のできる範囲で、ありのままの現状・意見等をご記入ください。
- ・ 回答は全て別添の回答用紙にご記入いただき、**11月7日(金)までに**FAXもしくは郵便にてご返信ください。

ご回答後の宛先

- ・ ご回答いただいた後は、調査委託機関である**(株)UFJ総合研究所に、回答用紙のみ FAXでご返送ください(FAX:03-5568-4658)**。
- ・ なお、FAXをお持ちでない方は、同封の返信用封筒(切手不要)にてご投函ください。

ご回答にあたって不明の点につきましては、下記までご連絡ください。

(調査機関)(株)UFJ総合研究所 経済・社会政策部 豊島(とよしま)

TEL:03-3572-9033

FAX:03-5568-4658

E-Mail:toyoshima@ufji.co.jp

新戦略部 渡辺(わたなべ) 澤(さわ)

TEL:03-3289-7101

FAX:03-5537-8038

(いずれも、月～金の10:00～18:00)

アンケート回答用紙 A (共通)

【FAX送付先】(株)UFJ 総合研究所 経済・社会政策部 豊島(とよしま) 宛

FAX : 03-5568-4658

ご回答後は、11月7日(金)までに、上記宛にFAXで回答用紙をご送信ください
(なお、FAXをお持ちでない方は、同封の返信用封筒(切手不要)に回答用紙を入れて投函下さい)

アニメ産業の委託取引に関する調査 回答用紙 A

【問1】貴社(あなた)の概要について、以下の各設問について記入してください。

貴社(あなた)の名称 (イニシャルなどでも構いません)		
所在地・電話番号 (未記入でも構いません)	〒	電話 ()
記入者の組織名役職・氏名 (未記入でも構いません)		

【問2】貴社(あなた)が自身で行っている職種・工程について、該当する番号全てに をつけてください
(外部スタッフがに行っている工程は含みません)

1. 企画	4. 演出	7. 原画	10. 仕上げ	13. 編集
2. 脚本	5. 絵コンテ	8. 背景	11. 撮影	14. その他
3. 監督	6. レイアウト	9. 動画	12. 音響	(具体的に)

【問3】貴社の資本金について、該当する番号1つに をつけてください。

1. 個人、フリー	3. 1千万円超～5千万円以下	5. 1億円超
2. 1千万円以下	4. 5千万円超～1億円以下	6. わからない

【問4】貴社の年間の売上高(個人の方は年収)について、該当する番号1つに をつけてください。

1. 100万円以下	4. 500万円以下	7. 1億円以下	10. 10億円以下
2. 200万円以下	5. 1千万円以下	8. 3億円以下	11. 10億円超
3. 300万円以下	6. 5千万円以下	9. 5億円以下	12. わからない

【問5】貴社(あなた)の最近の取引状況について、該当する番号1つに をつけてください。
(なお、ここで言う「アニメ制作の関連者」とは、制作会社や問2で挙げた職種を全て含みます)

1. 自社(あなた)が外注先(下請)として、アニメ制作の関連者から受託している	回答用紙Bに記入いただき、回答用紙A(本用紙)とあわせて2枚をご返送ください
2. 自社(あなた)が発注元(元請)として、アニメ制作の関連者に委託している	回答用紙Cに記入いただき、回答用紙A(本用紙)とあわせて2枚をご返送ください
3. どちらにも該当する取引がある	回答用紙BとCに記入いただき、回答用紙A(本用紙)とあわせて3枚をご返送ください
4. どちらにも該当する取引はない	回答は以上で終了です、回答用紙A(本用紙)1枚をご返送ください

アンケート回答用紙B（下請事業者用）

アニメ産業の委託取引に関する調査 回答用紙B

貴社（あなた）の名称 （イニシャルなどでも構いません）	
--------------------------------	--

【問1】貴社（あなた）は発注元企業（個人も含む）との間で書面による契約を交わしていますか。受託した仕事のうち、契約書を締結している仕事の割合について、該当する番号1つに をつけてください。

- | | |
|------------------|-------------------|
| 1．書面での契約は全くない | 7．約60％は書面で契約している |
| 2．約10％は書面で契約している | 8．約70％は書面で契約している |
| 3．約20％は書面で契約している | 9．約80％は書面で契約している |
| 4．約30％は書面で契約している | 10．約90％は書面で契約している |
| 5．約40％は書面で契約している | 11．全て書面で契約している |
| 6．約半分は書面で契約している | 12．わからない |

【問2】貴社（あなた）の取引上、次のような行為を受けたことがありますか。該当する番号全てに をつけてください。また、受けた行為の中で最も困ると感じた番号1つに をつけてください。

- | | |
|-------------------------------------|---|
| 1．支払期日までに代金が支払われなかった | |
| 2．発注者が決めた単価を一方的に押しつけられた | |
| 3．発注者から、商品やサービスの購入依頼を受けた | |
| 4．自社に責任がないのに、納入拒否、一方的な契約解除をされた | |
| 5．自社に責任がないのに、発注者から無償でやり直しを求められた | |
| 6．自社に責任がないのに、発注の際に決めた代金から値引きされた | |
| 7．代金支払いの手形のサイトが長期であったため、手形が割り引けなかった | |
| 8．協力金、協賛金、賛助金などを支出するように求められた | |
| 9．契約外となる、無償の社員派遣、作業手伝いをさせられた | |
| 10．その他（ | ） |

【問3】現行のアニメ業界の委託取引や契約慣行に際して、自社（あなた）にとって、変更できたら望ましいことや、変更すべきと考える点がありましたら、ご自由にお書きください。

ex) 作業委託内容や納品期日が不明確で困る。未払いが発生しても回収できない／等

【問4】今後、アニメ業界に改正下請代金法が適用されますが、その際に不明な点はありますか。不明な点などをご自由にお書きください。

--

*** 質問は以上です。ご協力ありがとうございました。 ***

アンケート回答用紙C（元請事業者用）

アニメ産業の委託取引に関する調査 回答用紙C

貴社（あなた）の名称
（イニシャルなどでも構いません）

【問1】貴社（あなた）は下請企業（個人も含む）との間で書面による契約を交わしていますか。発注した仕事のうち、契約書を締結している仕事の割合について、該当する番号1つに をつけてください。

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 1. 書面での契約は全くない | 7. 約60%は書面で契約している |
| 2. 約10%は書面で契約している | 8. 約70%は書面で契約している |
| 3. 約20%は書面で契約している | 9. 約80%は書面で契約している |
| 4. 約30%は書面で契約している | 10. 約90%は書面で契約している |
| 5. 約40%は書面で契約している | 11. 全て書面で契約している |
| 6. 約半分は書面で契約している | 12. わからない |

【問2】貴社（あなた）が下請企業（個人も含む）に発注している主な職種・工程はどれですか。該当する番号全てに をつけてください。

- | | | | | |
|-------|----------|-------|---------|---------|
| 1. 企画 | 4. 演出 | 7. 原画 | 10. 仕上げ | 13. 編集 |
| 2. 脚本 | 5. 絵コンテ | 8. 背景 | 11. 撮影 | 14. その他 |
| 3. 監督 | 6. レイアウト | 9. 動画 | 12. 音響 | (具体的に) |

【問3】貴社（あなた）の取引上、次のような行為を下請企業（個人も含む）に対応してもらったことがありますか。該当する番号全てに をつけてください。

- | |
|------------------------------------|
| 1. 代金の支払期日の延長に対応してもらった |
| 2. 受注単価を自社で決めて、その額で対応してもらった |
| 3. 商品やサービスの購入をしてもらった |
| 4. 自社の事情によって、発注後のキャンセルをしてもらった |
| 5. 自社の事情によって、無償で納品後のやり直しをしてもらった |
| 6. 自社の事情によって、発注の際に決めた代金から値引きしてもらった |
| 7. 代金支払いの手形のサイトを長期で対応してもらった |
| 8. 協力金、協賛金、賛助金などを支出してもらった |
| 9. 無償の社員派遣、作業手伝いをしてもらった |
| 10. その他 () |

【問4】現行のアニメ業界の委託取引や契約慣行に際して、自社（あなた）にとって、変更できたら望ましいことや、変更すべきと考える点がありましたら、ご自由にお書きください。

ex) 作業委託内容や納品期日はしっかり守ってほしい / 等

【問5】今後、アニメ業界に改正下請代金法が適用されますが、その際に不明な点がありますか。不明な点などをご自由にお書きください。

*** 質問は以上です。ご協力ありがとうございました。 ***

(3) アンケート調査結果¹

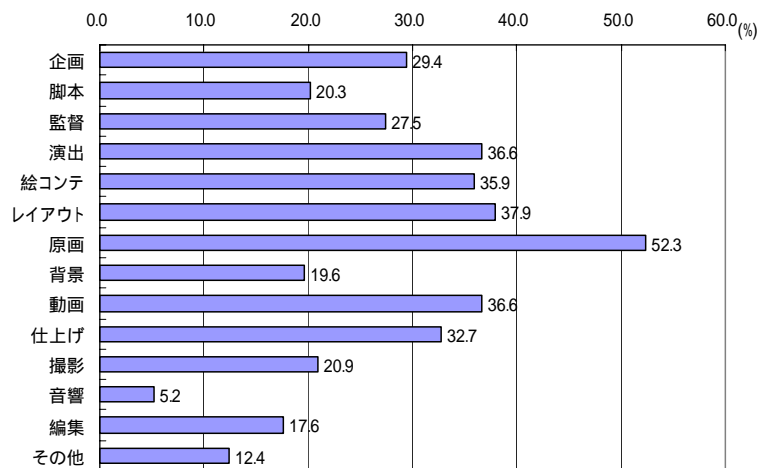
回答企業（回答者）の属性

職種・工程では「原画」が52.3%で最も多い
 資本金規模では「1千万円以下」が37.3%で最も多く、「個人、フリー」が32.0%
 取引状況では「下請」が58.8%、「親（元請）」が7.2%、「親下双方」が32.7%
 上記より、下請の立場の回答者は91.5%、親（元請）の立場の回答者は39.9%となる

回答企業（回答者）の職種・工程

自身で行っている職種・工程について尋ねたところ、「原画」が52.3%で最も多く、続いて「レイアウト」が37.9%、「演出」「動画」が36.6%となっている。「撮影」「音響」「編集」等のポスト・プロダクションは相対的に少なくなっている。

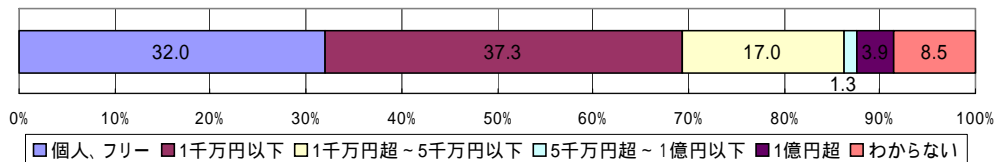
図表-8 回答企業（回答者）の職種・工程（複数回答：N=153）



回答企業（回答者）の資本金

資本金について尋ねたところ、「1千万円以下」が37.3%で最も多く、「1千万円超～5千万円以下」も含めた中小企業は54.3%に達している。なお、資本金5千万円以上の大企業は5.2%となっている。「個人、フリー」の回答者は32.0%であった。

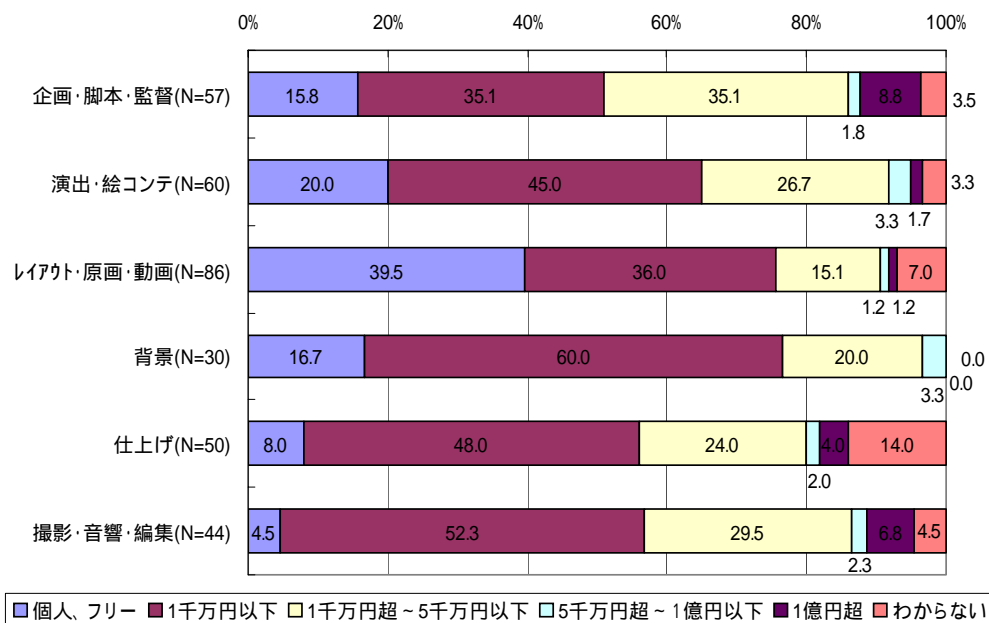
図表-9 回答企業（回答者）の資本金（N=153）



¹ アンケート結果における各選択肢の回答割合は、四捨五入しているため、単純に合計しても100%にならない場合がある。

回答者の資本金規模について職種・工程別にみると、企画・脚本・監督では相対的に規模の大きい回答者の割合が高い。一方で、レイアウト・原画・動画では「個人・フリー」の回答者が39.5%を占めており、背景では「1千万以下」の回答者が60.0%を占めている。仕上げ、撮影・音響・編集においては、「個人・フリー」の回答者の割合が相対的に少ない。

図表-10 回答企業（回答者）の資本金（職種・工程別）



回答企業（回答者）の年間売上高、年収

回答企業の年間売上高を、資本金規模別にみると、資本金1千万円以下の企業の年間売上高は「1千万円超～5千万円以下」が40.4%と最も多い。資本金1千万円超～5千万円の企業の場合は「1億円超～3億円以下」が23.1%で最も多く、資本金5千万円超の企業の場合は「10億円以上」が62.5%となっている。

個人、フリーの場合の年収は、「100万円超～200万円以下」の層が最も多く26.5%、200万円以下の年収であるという回答者が38.7%を占めている。

図表-11 回答企業（回答者）の年間売上高、年収

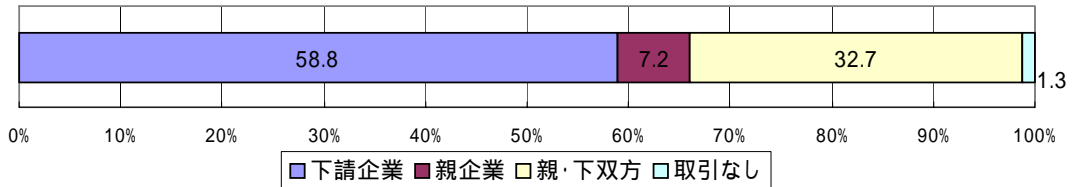
	～100万	～200万	～300万	～500万	～1千万	～5千万	～1億	～3億	～5億	～10億	10億以上	わからない	無回答	合計
個人、フリー	6	13	9	8	10	1	0	0	0	0	0	2	0	49
	12.2	26.5	18.4	16.3	20.4	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.1	0.0	100.0
1千万円以下	0	0	0	1	5	23	8	13	2	2	1	0	2	57
	0.0	0.0	0.0	1.8	8.8	40.4	14.0	22.8	3.5	3.5	1.8	0.0	3.5	100.0
1千万円超～5千万円以下	0	0	0	1	2	1	2	6	4	4	4	2	0	26
	0.0	0.0	0.0	3.8	7.7	3.8	7.7	23.1	15.4	15.4	15.4	7.7	0.0	100.0
5千万円超	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	5	1	0	8
	0.0	0.0	0.0	12.5	0.0	0.0	0.0	12.5	0.0	0.0	62.5	12.5	0.0	100.0
わからない	2	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	13
	15.4	38.5	7.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	38.5	0.0	100.0
合計	8	18	10	11	17	25	10	20	6	6	10	10	2	153
	5.2	11.8	6.5	7.2	11.1	16.3	6.5	13.1	3.9	3.9	6.5	6.5	1.3	100.0

注)「個人、フリー」の場合は年収を回答してもらっている。

回答企業（回答者）の取引状況

取引状況について尋ねたところ、下請の立場で取引をしている回答者が 58.8%と最も多く、親（元請）・下請双方の立場で取引をしている回答者が 32.7%、親（元請）の立場で取引をしている回答者は 7.2%であった。

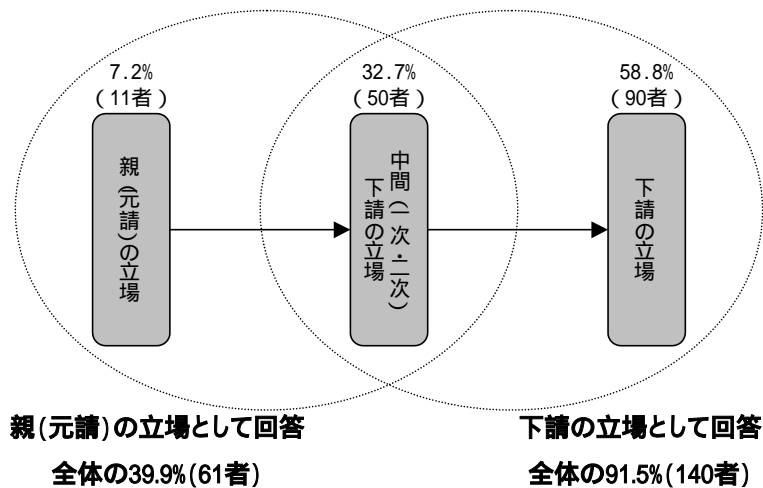
図表-12 回答企業（回答者）の取引状況（資本金別：N=153）



なお、本アンケート調査においては、親（元請）の立場と、下請の立場でそれぞれ回答してもらっている。回答者の取引上の立場を整理すると、図表-13 のようになる。

親（元請）の立場として回答している回答者は全体の 39.9%、下請の立場として回答している回答者は全体の 91.5%となっている。

図表-13 回答企業（回答者）の取引上の立場（資本金別：N=153）



下請代金法の適用可能性

下請の立場、親（元請）の立場それぞれの回答者のうち、下請代金法の適用可能性がある回答者を表したものが図表-14 である。

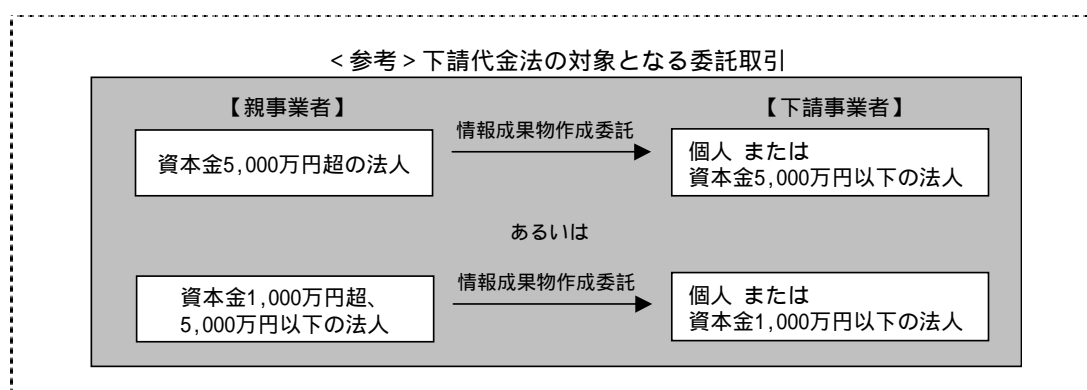
下請代金法が適用される可能性のある回答者は、下請の立場での回答者である 140 者中 124 者（88.6%）、親（元請）の立場での回答者である 61 者中 25 者（41.0%）となっている。

図表-14 下請代金法の適用可能性がある回答者

	個人、フリー	1千万円以下	1千万円超～5千万円以下	5千万円超～1億円以下	1億円超	わからない	合計
下請の立場	48 34.3	54 38.6	22 15.7	1 0.7	4 2.9	11 7.9	140 100.0
親(元請)の立場	3 4.9	28 45.9	19 31.1	1 1.6	5 8.2	5 8.2	61 100.0

注 1) 網掛け部分が下請代金法の対象可能性がある回答者。

注 2) 上記は、下請代金法の適用可能性が少しでも発生する回答者を表しているに過ぎず、実際は下記のような条件を満たす委託取引に適用される。



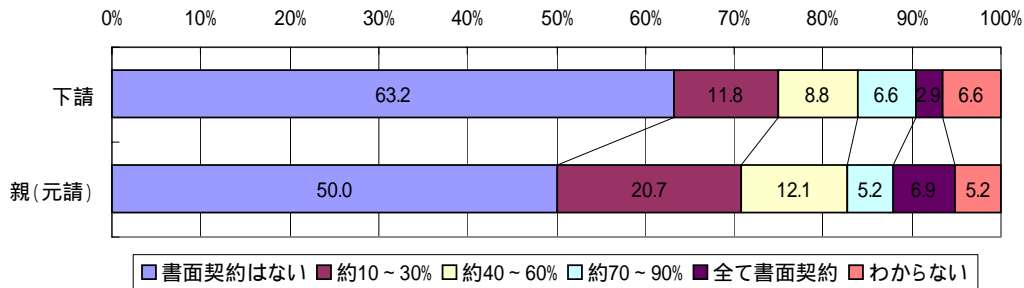
書面による契約の実態

下請では、63.2%の回答者が書面契約を結ばないとしている
 工程別では、レイアウト・原画・動画で書面契約がなされていない傾向が強い

下請、親（元請）の双方に、取引の際に書面による契約を交わしているかどうかについて尋ねたところ、「書面での契約は全くしていない」が下請で 63.2%、親（元請）で 50.0%と圧倒的に高い割合を示している。親（元請）よりも下請の方が書面契約を結ばないと回答する傾向が強い。

「全て書面で契約している」とする割合は、親（元請）で 6.9%であるのに対し、下請では 2.9%となっている。

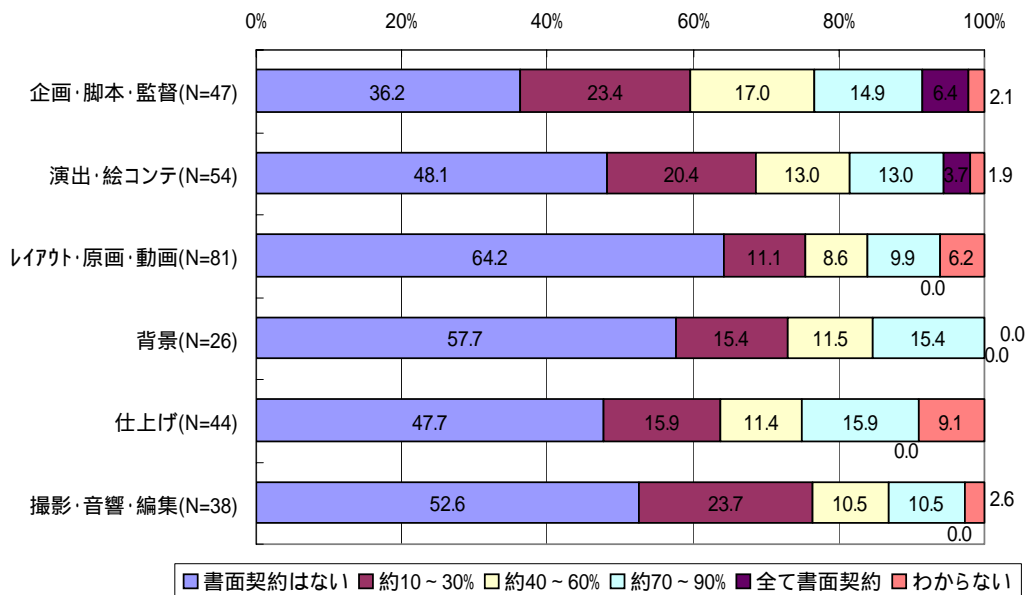
図表-15 書面契約の締結状況（下請：N=136、親：N=58）



下請の書面契約の締結状況を職種・工程別にみると、「書面での契約は全くしていない」とする割合は、レイアウト・原画・動画で64.2%と最も高く、続いて背景が57.7%、撮影・音響・編集が52.6%となっている。

一方で、企画・脚本・監督、演出・絵コンテなどのプリ・プロダクションは、書面契約の締結がなされている傾向が相対的に高い。

図表-16 下請の書面契約の締結状況（職種・工程別）



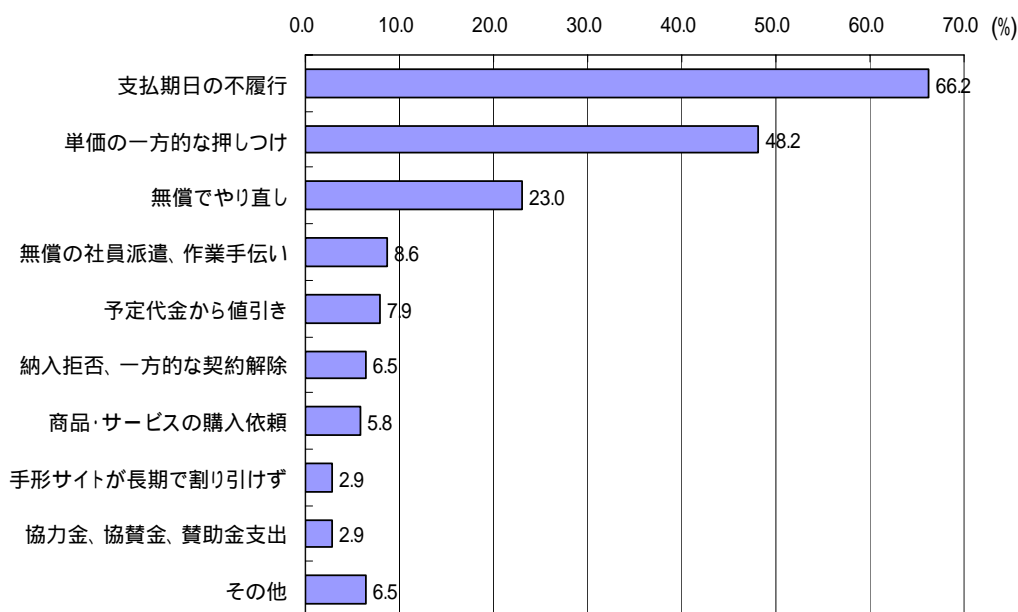
取引において受けた行為、対応してもらった行為

下請が取引において受けた行為は「支払期日の不履行」が66.2%と最も多く、これは同時に、下請にとって最も困る行為である
親（元請）が対応してもらった行為は「自社決定による単価の対応」が最も多い
下請と親（元請）とでは、若干の意識の食い違いが見られる

取引において受けた行為（下請）

下請が取引において受けた行為としては、「支払期日の不履行」が66.2%と最も高く、続いて「単価の一方的な押しつけ」が48.2%、「無償でやり直し」が23.0%となっている。

図表-17 下請が取引において受けた行為（下請：N=139）



下請が取引において受けた行為を資本金規模別みると、「支払期日の不履行」や「単価の一方的な押しつけ」は規模が小さいほど受けている割合が高い傾向にある。

また、個人・フリーでは無償の作業手伝いをやらされる傾向が相対的に高いことが窺える。

図表-18 下請が取引において受けた行為（資本金規模別）

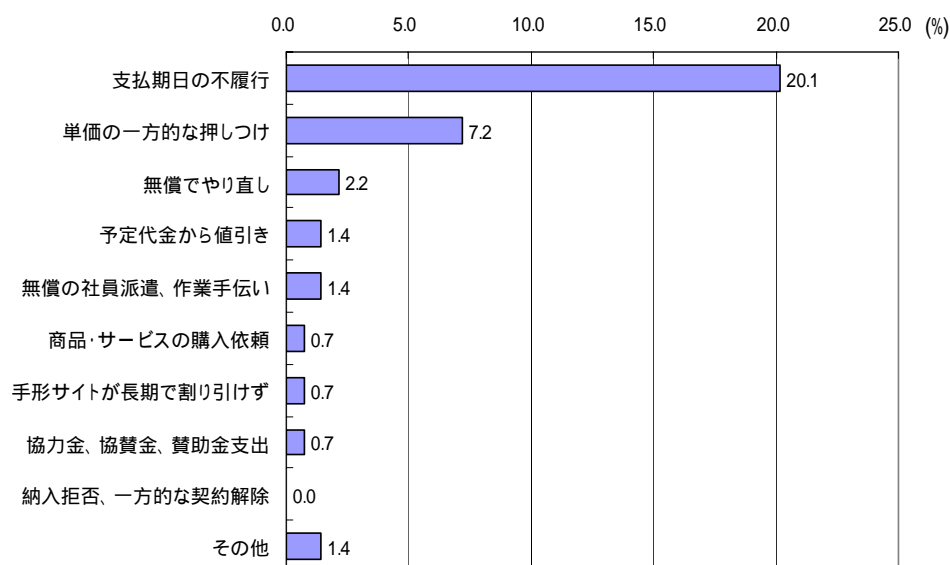
	支払期日の不履行	単価の一方的な押しつけ	商品・サービスの購入依頼	納入拒否、一方的な契約解除	無償でやり直し	予定代金から値引き	手形サイトが長期で割り引けず	協力金、協賛金、賛助金支出	無償の社員派遣、作業手伝い	その他	合計
個人、フリー	31 64.6	25 52.1	1 2.1	4 8.3	13 27.1	2 4.2	0 0.0	1 2.1	9 18.8	3 6.3	48 100.0
1千万円以下	42 79.2	29 54.7	3 5.7	4 7.5	12 22.6	6 11.3	2 3.8	1 1.9	2 3.8	2 3.8	53 100.0
1千万円超	18 66.7	11 40.7	4 14.8	1 3.7	5 18.5	3 11.1	2 7.4	2 7.4	0 0.0	2 7.4	27 100.0
わからない	1 9.1	2 18.2	0 0.0	0 0.0	2 18.2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 9.1	2 18.2	11 100.0
合計	92 66.2	67 48.2	8 5.8	9 6.5	32 23.0	11 7.9	4 2.9	4 2.9	12 8.6	9 6.5	139 100.0

また、下請が受けた行為について、職種・工程別の大きな違いは見あたらなかった。

最も困る行為（下請）

下請が取引において受けた行為のうち、最も困る行為を尋ねたところ、「支払期日の不履行」が20.1%と圧倒的に高く、「単価の一方的な押しつけ」が7.2%で続いている。

図表-19 下請が取引において最も困る行為（下請：N=139）



下請が取引において受けた行為のうち、最も困る行為を資本金規模別にみると、比較的規模の小さい企業（1千万以下）では「支払期日の不履行」が最も困るとする割合が相対的に高く、比較的規模の大きい企業（1千万超）では「単価の一方的な押しつけ」が最も困るとする割合が相対的に高い傾向がある。

図表-20 下請が取引において最も困る行為（資本金規模別）

	支払期日の不履行	単価の一方的な押しつけ	無償でやり直し	予定代金から値引き	無償の社員派遣、作業手伝い	商品・サービスの購入依頼	手形サイトが長期で割り引けず	協力金、協賛金、賛助金支出	納入拒否、一方的な契約解除	その他	合計
個人、フリー	12 25.0	2 4.2	2 4.2	0 0.0	2 4.2	0 0.0	0 0.0	1 2.1	0 0.0	0 0.0	48 100.0
1千万円以下	11 20.8	2 3.8	0 0.0	2 3.8	0 0.0	0 0.0	1 1.9	0 0.0	0 0.0	0 0.0	53 100.0
1千万円超	4 14.8	5 18.5	1 3.7	0 0.0	0 0.0	1 3.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 3.7	27 100.0
わからない	1 9.1	1 9.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 9.1	11 100.0
合計	28 20.1	10 7.2	3 2.2	2 1.4	2 1.4	1 0.7	1 0.7	1 0.7	0 0.0	2 1.4	139 100.0

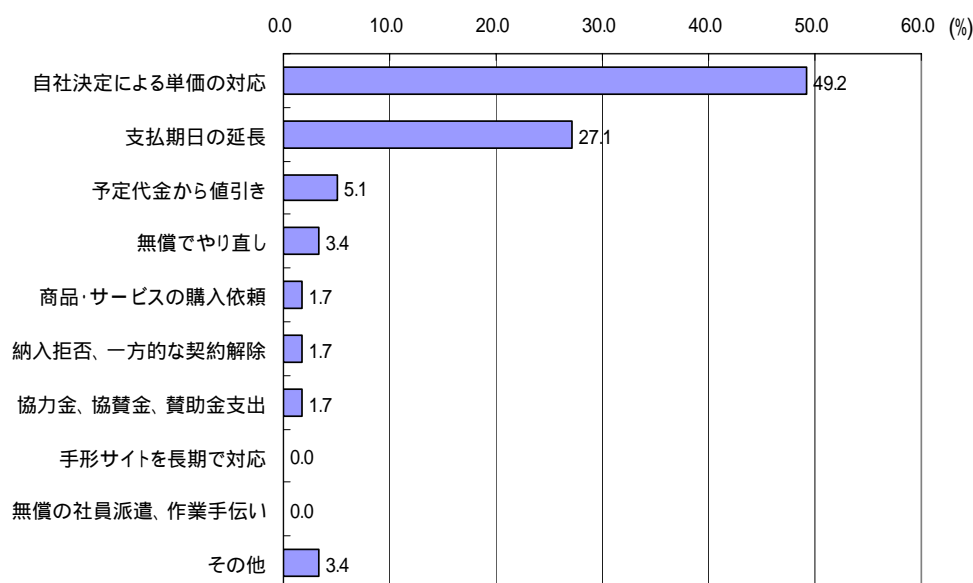
また、下請が最も困ると考える行為について、職種・工程別の大きな違いは見あたらなかった。

対応してもらった行為（親（元請））

親（元請）が下請に対応してもらった行為としては、「自社決定による単価の対応」が49.2%圧倒的に高く、続いて「支払期日の延長」が27.1%となっている。

それ以外の行為については下請に対応してもらったという意識はあまりなく、「予定代金からの値引き」が5.1%、「無償でやり直し」が3.4%となっている。

図表-21 親（元請）が下請に対応してもらった行為（親：N=59）



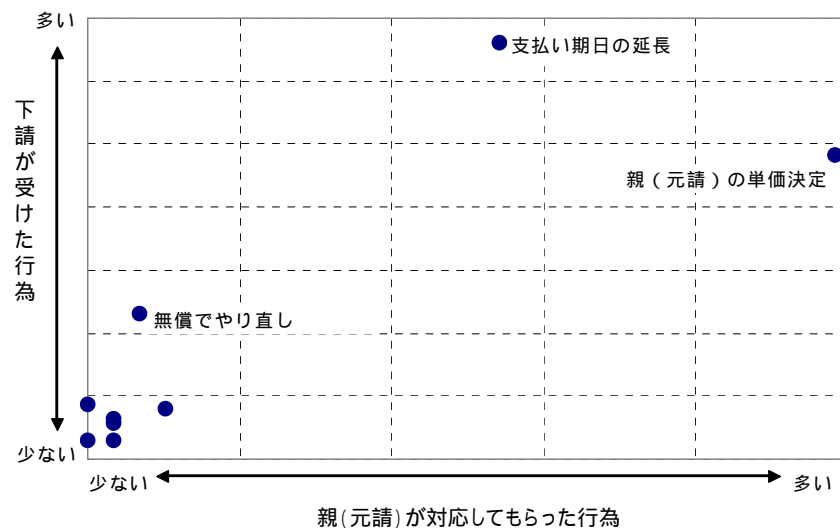
下請と親（元請）の意識の違い

下請と親（元請）の立場による意識の違いを示したものが図表-22である。

「支払い期日の延長」は、下請が受けた行為として最も多いが、親（元請）が対応してもらった行為としては相対的に少ないと考えられている。「親（元請）の単価決定」は、親（元請）の立場からすれば最も多く対応してもらっている行為であるが、下請が受けた行為としては相対的に少ない。

また、「無償でやり直し」については、親はほとんど対応してもらっていないと考えているにも関わらず、下請が受けた行為として相対的に多い。親（元請）としては委託範囲内でやり直しをしてもらっていると考える一方、下請は委託範囲外で無償のやり直しを迫られていると感じている意識の違いが窺える。

図表-22 下請と親（元請）の意識の違い



委託取引や契約慣行において変更したいこと、変更すべきこと

アニメ業界の委託取引において変更したいことや、変更すべきことを尋ねたところ、その回答の多くは、「スケジュールについて」、「二次使用にかかる権利について」、「委託料金について」、「支払い条件、代金回収について」の4つに大別することができた。

スケジュールについて

発注者側の決定や作業の遅れによって、下請の作業着手日がずれ込み、コスト増となっている
その一方で、納期を守らない下請が多いとの指摘もある
スケジュール管理の曖昧さ、責任の所在が不明確であるケースが多い

<作業着手の遅れ>

特に下請において、作業着手の遅れを問題視する回答が非常に多く挙げられている。特に作業工程の初期段階での遅れは、後の工程になるほど影響は大きく、作業着手の遅れによるコスト増などの対応に苦しんでいる下請は多い。

<実際の回答（抜粋）>

- ・ 最終納期が決まっているのに、作業開始期日に素材が入らず、遅れてスタートせざるを得ないため、結局徹夜などで作業することになる。作業開始日に人手を準備していても仕事が始まらず、遅れを取り戻すためには人手を集めざるを得ないので、人件費がかさむ。その分の料金が請求できなくて困っている。（下請）
- ・ スケジュールが遅れているものは、結局下請で帳尻をあわせ、そのためのコストも結果的には下請がカバーする。このあたりを検討材料としてほしい。（下請）
- ・ スケジュールが厳しく徹夜をせざるを得ないが、単価以外に手当は支払われないのが厳しい。スケジュールに関してはテレビ局の決定やキャラクターの設定に時間が掛かっている場合がほとんどで、下請には全く責任がない。（下請）
- ・ 最初に言われたスケジュールが守られることはまれである。納期を計算してスケジュールを空けても発注元の都合で何日も延びてしまったりして、結局その空いた時間に仕事が出来なかったりすることが常態化している。（下請）
- ・ 発注元の作業の遅れによる、一方的な作業着手期日の延長に困っている。（下請）

<守られない納期>

一方で、特に親（元請）は納期の遅れに不満を抱いているケースが見受けられる。納期の遅れが原因で、海外に仕事を委託しているというケースも見受けられる。

<実際の回答（抜粋）>

- ・ 個人（特に脚本・原画）のアニメーターにスケジュールを守らない人が多い。その為にスケジュールが崩れ、放送後の直しが多く、出費が重なる。（親（元請））
- ・ 各作業において納期遅れは常態化しており、制作業務に大きく影響している。これは現在のアニメ業界全体が抱えている根本的な問題であり、それが原因で海外に仕事を依頼せざるを得なくなっている。（親（元請））

<スケジュール管理の曖昧さ>

スケジュール管理が曖昧であり、責任者が不明確であり、そのしわ寄せが下請にくるといふ指摘がある。

<実際の回答（抜粋）>

- ・ 発注先のスケジュール管理がいい加減で困る。（下請）
- ・ スケジュールを管理する責任者をはっきりして欲しい。責任者がいる場合もその責任者は多忙である場合が多く、オーバーワークとなっている。（下請）
- ・ 途中工程のスケジュールは適当であるのに、最終スケジュールは変わらないため、残業や休日出勤などのしわ寄せが下請に来る。（下請）

二次使用にかかる権利について

二次使用の権利については、業界全体として、問題意識を持つ関係者が多く、関係者に対してなんらかの配分を求める声が多い。

<二次使用の権利に関する問題意識>

テレビ放映後のビデオや DVD での使用による利益やグッズ販売など、二次使用にかかる権利の保有について、不公平感を抱いているアニメ関係者が多い。

<実際の回答（抜粋）>

- ・ 著作権、著作権の権利保有者が本来の制作者でないにも関わらず、権利保有者に全ての権利を認め、権利者の善意によってのみ制作者に配分がなされるのは不公平である。（下請）
- ・ 著作権に関する細かい契約を交わしているわけではない。演出と作画部門を担当している下請業者には二次使用の権利もなく、その分の対価が下請代金に反映されてもいないという慣行は改善されるべきであると思う。（下請）
- ・ テレビで放映されたアニメが、その後ビデオになって発売されたり、海外へ輸出されるのが当たり前になっている。外注スタッフへの還元が少しでもあればと思う。（下請）
- ・ 権利を持つものばかりが儲かるのは不満。現場の最先端にももう少しお金をまわしてほしい。仕事に対する誇り、情熱など志気に関わる問題である。（下請）
- ・ アニメーションは共同作業なので、オリジナルでもデザイン（イラスト等）でも著作権がない。再放送などの使用料等も個人には振り分けられない。（下請）
- ・ テレビ局が権利をとる体質を変えない限り、業界の不公平感は変わらない。（親（元請））

<望まれる二次使用の配分>

アニメ作品は、二次使用によって利益を見込む側面があり、その利益を関係者にも還元するシステムが求められている。

<実際の回答（抜粋）>

- ・ アニメ作品を全て登録管理する組織を設立し、リクープラインを超えた時点からすべての関係者にロイヤリティー配分が行われることが望ましい。制作費は年々厳しい額になっている。せめてヒットした場合には現場に還元するシステムが望まれる。（下請）
- ・ 発注元（制作会社等）が脚本の二次利用に関して全面買い取りの契約を強要するケースが時としてある。著作の権利はしっかり守ると共に、権利による利益は制作者にも還元する慣行を作って欲しい。（下請）
- ・ 演出・監督をする場合、二次使用料やビデオ化された際の印税等、発注元が支払うのが基本となしてほしい。現在は契約しなければ二次使用料は支払われないし、そのような要求をする者には仕事を出さない。（下請）

委託料金について

アニメ制作の委託料金については、制作費が低すぎるとの指摘が多い。また、制作内容や技術による価格の差別化がなされていないなどの指摘が挙げられている

<低すぎる制作費>

委託料金については、制作費が低すぎるという指摘が多い。

<実際の回答（抜粋）>

- ・ 作業単価が安すぎる。作品をもっと高く売る努力を元請に望む。（下請）
- ・ 制作費をダumpingしているところが多いせいか、予算枠を下げられてしまい、作品の質の低下につながっている。（下請）
- ・ ディレクターの要求内容とプロデューサーの言う制作費が懸け離れ、中間に入って苦慮することが度々ある。打ち合わせ時に見積を提出しているのに、発注者とその先にあるスポンサーとの調整が無く、結局下請が泣く羽目になる。（下請）
- ・ 低賃金が人材不足を呼び、その結果海外に技術が流出している問題がある。制作費が上がる事を願うばかりである。（下請）
- ・ 他の職種は経験がないが、動画、原画の単価がもう少し高ければと思う。せめて日々の生活はできるだけ料金はもらいたいと思う。（下請）
- ・ 単価が低すぎて困っているが、単価が安いと言うと、フリーの場合次から仕事の話が来なくなる。安くても仕事をするフリーに仕事が行くだけで、それでも人がいないと海外に仕事を振られることになる。（下請）

<差別化されない価格>

作品の内容や制作者の技術の違いが単価に反映されず、一律で低い単価に抑えられる傾向がある。制作者側に金銭的なインセンティブが生じない仕組みとなっている。

<実際の回答（抜粋）>

- ・ 通常、単価は作品の作業内容とはリンクしないもので、「単価はこれしか出ない」と言われれば、それを呑むしかない。それでも仕事柄、発注者は多くを要求してくるし、今後のことを考え、受託者側も全力で応える形になります。1カットが1日仕事になる場合もざらである。簡単なカットも難しいカットも単価は変わらない。（下請）
- ・ 作業をする個々人には技術力の差があるのに、現在の契約慣行により、例外を除き作業代金が均一になっており、不当に安く作業をさせられる。技術力に応じた代金体系になれば良いと思う。技術を伸ばすやる気も失せてしまう。（下請）
- ・ 仕事内容に対する単価の基準が不明確で困る。二次使用される映像商品などの利益も現場には全く還元されないし、単価の平均が低すぎて生活できない。このままでは新しい人材がすぐに辞めてしまう。（下請）

支払い条件、代金未払いについて

代金の未払いや、代金支払いの遅延は、特に下請にとって深刻な問題である

<支払われない代金>

代金の未払いはまれな例ではなく、業界では頻繁に発生している事実である。特に中小零細下請企業にとっては死活問題となっている。

<実際の回答（抜粋）>

- ・ 期日までに代金が支払われなくても、仕事上のつながりがある場合は遅れて支払われるが、仕事が切れた先方からはほとんど回収が不可能。（下請）
- ・ 未払いの回収については頻繁に発生するので、是非改善して欲しい。このようなことが平気で行われるのはアニメ業界だけではないか。（下請）
- ・ 未払いが発生しても回収できない。経営が苦しくなっている。これらの受注先はほとんど小さな制作会社で、著作権を持たないところである。（下請）
- ・ 発注元（元請） 下請 孫請と多段階な取引構造になっている中で、途中の段階で支払いがストップすると、支払の流れが止まることが多い。各会社が運転資金を持たずに運営している。（下請）
- ・ 代金が回収できず、やむなく解散しているスタジオを助ける方法を考えてほしい。

<厳しい支払い条件>

支払いが長期に渡り、特に中小零細企業にとっては資金繰り悪化の要因となっている。

<実際の回答（抜粋）>

- ・ 支払いサイトが、締め切り後 45 日、50 日というように長くなりつつある。もう少し短くなってほしい。せめて支払いの遅れは事前に連絡してほしいものである。（下請）
- ・ 仕事が長期に渡る場合は、前受金・中間金等の制度を確立してほしい。（親（元請））

下請代金法に関する不明点など

下請代金法の施行に際して、回答者から寄せられた不明点や要望、質問などは以下の通りである。

下請代金法の対象範囲について

<不明点や要望など>

- ・ 「親事業者」「下請事業者」の定義がわかりにくい。
- ・ アニメ制作も様々な種類（CM 用、PR 用ほか）があるが、どこまでが対象となるのか。
- ・ 下請から孫請けに委託する場合は対象となるのか。
- ・ 委託事業者の資本金が小さく、有限会社も多いが、これらは対象にならないのか。
- ・ 海外の取引先は対象となるのか。
- ・ 取引先の資本金を知るにはどうしたらよいか。

<実際の回答（抜粋）>

- ・ 親（元請）が下請になったり、下請の企画が決まり親になることはザラにある。資本金が1千万以下のところが親になったり、いろいろなパターンが存在する。このあたりのすり合わせはどうなのか。
- ・ CM用のアニメ映像、又はテレビ番組用（オープニングやコーナー等）PR用の映像制作などは、今までそのほとんどが契約書無しが慣例だが、それらにも適用されるのか。
- ・ 親（元請）から下請の場合は、下請代金法は適用されるが、下請からさらに孫請けへ委託された場合は適用されるのか。下請の半分かくらいの単価で孫請け（フリーなど）へ依頼している現実を見過ぎさないで欲しい。
- ・ 親（元請）とは資本金1千万円超とのことだが、この業界は大手といえども他業種で言えば中小企業が多いと思う。名の通ったスタジオでも尋ねてみると小さなオフィスだったり、古ぼけたビルであったりすることが良くある。少ない資本金で株式会社は創れるし、有限会社も多い。果たして業界全体の何パーセントが該当し、どれほどの人が恩恵を受けることができるのか。
- ・ 少なくとも、自社のホームページ等で資本金を公開するようにしてほしいものである。
- ・ 海外の下請業社にも適用されるのか。場合によっては今後更に海外の下請業社に移行するのではないか。

下請代金法の適用基準について

<不明点や要望など>

- ・ 禁止事項は抽象的すぎて、何をもって基準とするかが不明である。
- ・ 成果物の質的判断は当事者以外に無理である。
- ・ どの程度の価格を「著しく低い下請代金」とするのか。
- ・ 違反した場合の罰則規定はどのようなものか。
- ・ 孫請から、下請の親企業に直接代金を請求できないのか（下請が親企業の未払いを理由に、孫請けに代金を支払わない場合）。
- ・ 金額や納期が記載されていない書類は契約書と成りうるのか。最低限記載すべきことはなにか。
- ・ スケジュールの遅れなどは、どちら側に責任があるのか（着手遅れ、納期遅れ）。
- ・ 「同種または類似の内容に対して通常支払われる対価」とはアニメ以外のテレビ制作予算と考えてよいのか。
- ・ 違反した場合の措置はどれだけの拘束力があるのか。

<実際の回答（抜粋）>

- ・ 親事業者の禁止事項は、何をもって基準とするかが不明であり、しかもアニメ業界で一律に決められるものなのか。
- ・ 作品によっては内容が緻密で、1日の制作枚数が10～20枚、それでも単価が200円という場合がある。これは“著しく低い下請代金”ということになるのか。
- ・ 違反した業者への罰則規定を知りたい。努力目標程度では改善は見込めない。アニメ業界は規制等については無頓着な業界である。
- ・ 「不当」というのが曖昧でわかりにくい。
- ・ 孫請けの場合、下請が「発注先から代金回収ができない」という理由で支払いが停止した

場合、下請の発注先に直接請求できるものか。

- ・ 金額・納期の書かれていない、カット番号のみの伝票（注文書）でも公式な契約書となるのか。実際は、急な仕事が多くこの様な形式になることが多い。
- ・ スケジュールの遅れなど、下請に責任がない場合、どのように扱われるのか。
- ・ 「同種または類似の内容に対して通常支払われる対価に比べて著しく低い下請代金の額を不当に定めること」とあるが、アニメ以外のテレビ番組の制作予算と考えて良いのか。違反した場合、措置が強化されるとあるが、拘束力はあるのか。アニメ業界は書面であまりやりとりしないので、ちゃんと適用されるのか不安。

下請代金法施行への懸念

< 不明点や要望など >

- ・ 下請代金法がどれだけ確実に適用されるのか、適用後どれだけの効力を持つのか不安。
- ・ 元請の意識が変わらないと下請側はどうしようもない。
- ・ 法律が施行されても、制作費には影響がないのではないか。
- ・ 書面での契約はこれまで全くない業界であり、馴染むかはわからない。
- ・ 曖昧な取引だからこそ成り立っていた側面があり、柔軟な取引ができなくなるような方向に進まなければよい。

< 実際の回答（抜粋） >

- ・ どこまで確実に適用されるのか不安。個人的なわずかな時間の手助けなども頻繁に発生し、どこまでを適用とするかの判断等が出来るのか。
- ・ 金銭トラブルを起こす親会社の大半は、中間の有限会社だが、問題は解決するのだろうか。
- ・ 口約束のみ、注文書等の書面無しの発注は違反となると書かれているが、今まで全て口約束だった元請がどう変わるかが問題。
- ・ 適用後の効力がどのくらいあるのか。
- ・ 契約書の義務が生じても、制作費のアップがあるとは思えない。契約書で問題になるのは権利関係の内容の箇所がネックとなる。クライアントはオールライツを望むが、権利主張をする人たちの希望はかなえられるのか。適正価格が決められないのであれば、状況改善は望めない。
- ・ 法律が出来ても、無いものは払えないのではないか。法律よりもアニメ産業の地位を高めて、アニメの芸術的価値を認めて欲しい。そうすればスポンサーもより多くの資金を出してくれるものと思う。
- ・ 実際にこの法律が適用されたら自分にどんな風に返ってくるのか、よくわからない。
- ・ フリーで仕事をしている人の多くは、孫請けなど複雑な受注関係になっていると思う。書面での契約など末端まで行き届くのか疑問。
- ・ ビジネス上のいい加減な業界体質によって不利益を被っている一方、それに甘えているのも事実。あまり拘束が厳しくなり、従来からの柔軟な取引がなされなくなることもそれはそれで不安である。

4. アニメ産業の委託取引に関するグループ・インタビュー調査

(1) グループ・インタビュー実施状況

アニメ産業における委託取引の実態を把握するため、工程別の下請事業者グループ・インタビューを実施した上で、全体にわたって親事業者となる元請にグループ・インタビューを実施した。以下にグループ・インタビュー実施状況を示す。

対象工程	日時	場所	参加者
A. 脚本	11月27日(木) 18:30~20:30	中野 サンプラザ 研修室	1名
B. 監督、演出、絵コンテ	1月8日(木) 18:00~20:00		5名
C. レイアウト、原画、動画	12月1日(月) 18:30~20:30		4名
D. 背景	12月15日(月) 18:30~20:30		3名
E. 仕上げ	12月16日(火) 18:30~20:30		4名
F. 撮影	1月22日(木) 18:00~20:00		3名
G. 音響	1月21日(水) 18:00~20:00		2名
H. 編集	12月18日(木) 18:30~20:30		1名
I. 話(シリーズ)グロス (一次下請)	1月28日(水) 18:00~20:00		3名
元請	2月2日(月) 16:00~19:00		日本動画協 会会議室

その他、グループ・インタビュー実施前に、4件(6名)の個別インタビューを行っている。

(2) グループ・インタビュー結果概要

実施したグループ・インタビューから得られた、工程別委託取引の概要と想定されるモデル書面記載事項例(案)、委託取引におけるQ&A集に記載すべき項目(案)について示す。

下請事業者を対象としたグループ・インタビューから得られた項目案を親事業者である元請に提示し、親事業者の意見を一部反映し、とりまとめたものである。

A) 脚本

◆ 委託取引の概要

- ・ 制作会社と脚本家個人間の委託取引であることが一般的である。取引相手の制作会社は元請の場合が 8 割程度。
- ・ 脚本家は、著作権法において原著作者としての権利が認められている。通常、脚本料に加えてビデオ化等の二次使用に際して、権利使用料が支払われ、その場合、日本脚本家連盟、日本シナリオ作家協会の使用料規程等や、制作者団体（映連等）会員各社との協約等にもとづいた二次使用料が支払われる（グループインタビュー参加者の例では、年収のうち、脚本料よりも二次使用料の方が多いたことであった）。
- ・ 脚本家の団体加入率はかなり高いと考えられる（したがって、モデル書面や下請代金法に係る注意事項等について、団体を通じた周知の可能性がある）。
- ・ 委託取引に係る書面は一般に交付されていない（日本脚本家連盟では、委託取引に係る契約書を交わすことについて、当該契約書に「二次利用に対して権利を主張しない」等、脚本家に不利な文言が入ってしまう可能性を懸念して、書面契約を交わさないように加盟脚本家に指導しているとのこと）。
- ・ 脚本料に関しては、発注側の指定した金額で決まることが通常である。ただし、脚本家団体と制作者団体会員各社との協約でランク別最低脚本料が決まっており、一定の相場観が形成されている。

◆ 取引において生じる問題点等

- ・ 支払い条件は請求書発行後 45 日後が一般的。元請との取引が一般的であるため、支払が遅れることはほとんどない。
- ・ 監督等に相談してプロットを固めてから、脚本を書き始める。したがって、脚本作成途中、あるいは作成後に、一方的に大幅な変更指示が入ることはほとんどない。ただし、まれに、テレビ局等製作者側の都合で、一旦決定したプロットが一方的に変更されて、脚本の書き直しとなるケースがあるが、この場合でも脚本料が上積みされることは通常ない。
- ・ 企画が遅れたため、脚本執筆開始が遅れた場合でも、一般に納期の変更はない。

◆ 想定されるモデル書面記載事項例

- ・ 親事業者及び下請事業者の商号、名称
- ・ 委託日
- ・ 委託内容（作品名、原作の有無、シリーズ構成の有無、担当話数）
- ・ シナリオ打合せ開始日
- ・ 納期（具体的期日）
- ・ 納品場所
- ・ 検査を完了する期日
- ・ 金額（具体的金額）
- ・ 支払期日

- ・ 委託内容やシナリオ打合せ開始日等が変更になった場合には、納期、金額等を親事業者・下請事業者間で別途協議の上、書面を再交付し、下請事業者に不当に不利益を与えない旨の規定
- ・ 二次使用料に関しては、脚本家所属団体と制作者団体（映連等）会員各社との協議に基づいた規定や脚本家所属団体の使用料規程に基づいた協議に従うとの規定

◆ Q & A 集に記載すべき事項

- ・ 「支給素材の変更」による「不当なやり直し」に該当する場合について
- ・ 「制作側の都合によるスケジュール遅れ」とみなす範囲について
- ・ 成果物の検査の基準と方法について

B-1) 監督、演出

- ・ 制作会社が、当該アニメ制作に必要な役務提供として、絵コンテ等の情報成果物作成を含まない監督業務、演出業務を委託する場合には、当該役務は委託事業者が専ら自ら用いる役務であるので、下請代金法の対象とならない(公正取引委員会見解より)。

◆ 委託取引の概要

- ・ 制作会社とフリーの個人(企業に属している場合も有り)の間の委託取引であることが一般的である。取引相手の制作会社は元請の場合と元請から受注した一次下請の場合がある。
- ・ テレビシリーズの場合、1人の監督(チーフディレクター)がシリーズを総合的に担当し、各話を演出が担当する。演出が絵コンテを担当する場合も少なくない。
- ・ 監督は取引に際して書面の交付がある場合もある。その場合、監督は二次使用に対する権利を一切もたないことを確認、二次使用に対する権利は別途買い取りなどが規定されることが少なくない。
- ・ 日本監督協会の会員である監督の場合には、監督料に加えてビデオ化等の二次使用に際して、日本監督協会と制作者団体(映連等)会員各社との協約等にもとづいた追加報酬が支払われる場合がある。したがって、必ずしも能力の高くない監督が監督協会に加盟すると、受注が少なくなる場合もあるようである。また、制作会社の中には、二次使用に際して、話毎の演出に対して監督協会会員に準ずる追加報酬を支払い、シリーズを総合的に担当する監督には追加報酬を支払っていない会社もある。なお、監督の団体加入率は低い。
- ・ 演出に関しては、取引に係る書面は一般に交付されていない。
- ・ 演出などでは取引が成立し作業にはいっていても、金額が決まっていないこともある。ただし、一定の相場観は存在している。

◆ 取引において生じる問題点等

- ・ 演出はアニメの演出及び品質管理が主な業務となるが、担当業務が必ずしも明確に規定されていないため、原画等の検査・修正に多くの時間を割かれている(人によっては約8割)場合もある。スタッフに対する教育・指導などが別途求められる場合もある。
- ・ 制作スケジュールが遅れている場合には、本来、原画、動画が修正すべきリテイクを戻す時間がないため演出が行うなど、そのしわ寄せが演出にきている場合が少なくない。

◆ 想定されるモデル書面記載事項例

- ・ 親事業者及び下請事業者の商号、名称
- ・ 委託日
- ・ 委託内容(作品名、担当業務、担当話数)
- ・ 親事業者から下請事業者への支給材料(キャラクター設定、美術設定、シナリオ等)

及び支給期日（演出の場合）

- ・ 納期（具体的期日）
- ・ 納品場所
- ・ 検査を完了する期日
- ・ 金額（具体的金額）
- ・ 支払期日
- ・ 委託内容や親事業者からの材料支給期日等が変更になった場合には、納期、金額等を親事業者・下請事業者間で別途協議の上、書面を再交付し、下請事業者に不当に不利益を与えない旨の規定
- ・ 二次使用に対する対価に関しては、監督所属団体と制作者団体（映連等）会員各社との協議に基づいた規定に従うとの規定

◆ Q & A集に記載すべき事項

- ・ 下請代金法の対象となる委託について
- ・ 委託業務の明確化について
- ・ 「支給素材の変更」による「不当なやり直し」に該当する場合について
- ・ 「制作側の都合によるスケジュール遅れ」とみなす範囲について
- ・ 成果物の検査の基準と方法について

B-2) 絵コンテ

◆ 委託取引の概要

- ・ 制作会社とフリーの個人(企業に属している場合も有り)の間の委託取引であることが一般的である。取引相手の制作会社は元請の場合と元請から受注した一次下請の場合がある。
- ・ 絵コンテは各話の演出が担当する場合も少なくない。
- ・ 絵コンテに関しては、取引に係る書面は一般に交付されていない。
- ・ 取引が成立し作業にはいっていても、金額が決まっていないこともある。ただし、一定の相場観は存在している。

◆ 取引において生じる問題点等

- ・ 演出が絵コンテを作成する場合には、担当業務が必ずしも明確に規定されていないため、原画等の検査・修正に多くの時間を割かれている(人によっては約8割)場合もある。

◆ 想定されるモデル書面記載事項例

- ・ 親事業者及び下請事業者の商号、名称
- ・ 委託日
- ・ 委託内容(作品名、担当業務、担当話数)
- ・ 親事業者から下請事業者への支給材料(キャラクター設定、美術設定、シナリオ等)及び支給期日
- ・ 納期(具体的期日)
- ・ 納品場所
- ・ 検査を完了する期日
- ・ 金額(具体的金額)
- ・ 支払期日
- ・ 委託内容や親事業者からの材料支給期日等が変更になった場合には、納期、金額等を親事業者・下請事業者間で別途協議の上、書面を再交付し、下請事業者に不当に不利益を与えない旨の規定

◆ Q & A集に記載すべき事項

- ・ 下請代金法の対象となる委託について
- ・ 委託業務の明確化について
- ・ 「支給素材の変更」による「不当なやり直し」に該当する場合について
- ・ 「制作側の都合によるスケジュール遅れ」とみなす範囲について
- ・ 成果物の検査の基準と方法について

C) レイアウト、原画、動画

◆ 委託取引の概要

- ・ 制作会社と作画会社(もしくはフリーの個人)の間の委託取引であることが一般的である。取引相手の制作会社は元請の場合と元請から受注した一次下請の場合がある。作画会社は内部で制作する他、韓国、中国等の海外企業やフリーの個人に委託することが多い。なお、作画会社の多くは資本金 300 万円の有限会社である。
- ・ 1 話すべての作画をグロスで委託取引する形態と、1 話分を分けてバラで委託取引する形態がある。
- ・ グロスの取引の場合には、別途管理費が支払われる場合がある。
- ・ 取引に係る書面は一般に交付されていない。
- ・ 発注の際には、まず電話で、作品名、スケジュール(素材の提供日と納品日)、工程別の単価が伝えられる。スケジュールや単価に関しては、発注側提示内容で決まり、交渉の余地は通常ない。委託量に関しては、受注側で実施可能な分が委託されることになる。

◆ 取引において生じる問題点等

- ・ 発注会社によっては支払いが遅れる場合がある。特に、一次下請を経由して発注されている場合には遅れることが少なくない。また、複数段階の取引がある場合、元の取引における支払が遅れると、その影響を受けて、次の段階の支払も遅れることがある。
- ・ 作業に必要な素材の提供が遅れることは少なくないが、放映日に変更はない。したがって、放映に間に合わせるために、発注側の判断で、当初予定の発注量の一部が回収され、海外企業や他社などに別途発注されることがある。その場合、受注者側は、当初見込んでいた報酬が得られず、当該素材を待っている期間中スケジュールを無駄に空けてしまったこととなり、収入計画が狂うこととなる。また、同様にスケジュールが逼迫している場合、グロス契約の場合には、受注側の判断で受注者から他へ再発注する場合もある。こうした結果、受注側の当初の想定より多くの費用が必要となった場合も、受注側の責任で処理することが一般的である。素材提供の遅れの要因として、二次使用で利益を見込み、キャラクターの設定に時間がかかっていること、「作画総監督」がチェックすべき対象が多いために作画監督のところで制作フローが止まりがちであること、等が考えられる。
- ・ 全体的に、受注側は、当初想定した作業時間が与えられず、徹夜など厳しいスケジュールを強いられることが多い。
- ・ キャラクター重視の影響により、当初の指示にはなかったキャラクターの細かな修正など、受注側にとって納得できないリメイクがあるが、追加的な支払はなされないことが多い。
- ・ 素材が明確に決まっていない状況で、作業に着手しなければならないことが増えていくことから、リメイクが発生しやすい状況となっている。

- ・ 一度合意した単価が作業の途中で変更になる場合がある。
- ・ テレビ放映後に DVD 制作のために、修正依頼がくる場合がある。その場合、追加的支払はされないこともある(発注側にとっては本来の品質にもともと達していなかったとの理由)。
- ・ ただし、受注側の納品した動画等の品質が一定水準に達していない場合でも、スケジュールに間に合わせるために、作画監督等が修正し、受注側に修正指示がいかない場合もある。そのような場合でも、納品した分の金額が支払われることが通常である。

◆ 想定されるモデル書面記載事項例

- ・ 親事業者及び下請事業者の商号、名称
- ・ 委託日
- ・ 委託内容(作品名、レイアウト、原画、動画、グロス契約の場合の基準枚数、話数)
- ・ 親事業者から下請事業者への支給材料(絵コンテ、キャラクター設定、美術設定等)及び支給期日
- ・ 納期(具体的期日)
- ・ 納品場所
- ・ 検査を完了する期日
- ・ 金額
 - 具体的金額(単価 or グロス一括)
 - グロス契約において、基準枚数を著しく越える場合には別途協議する規定
 - 支給材料が変更になったことによりリメイクが必要となった場合には別途追加料金の支払を保証する規定
- ・ 支払期日
- ・ 委託内容や親事業者からの材料支給期日等が変更になった場合には、納期、金額等を親事業者・下請事業者間で別途協議の上、書面を再交付し、下請事業者に不当に不利益を与えない旨の規定

◆ Q & A 集に記載すべき事項

- ・ 「支給素材の変更」による「不当なやり直し」に該当する場合について
- ・ テレビ放映後の変更指示について
- ・ 「制作側の都合によるスケジュール遅れ」とみなす範囲について
- ・ 成果物の検査の基準と方法について

D) 背景

◆ 委託取引の概要

- ・ 制作会社と背景制作会社との委託取引であることが一般的である。取引相手の制作会社は元請の場合と元請から受注した一次下請の場合がある。受託した背景制作会社は内部で制作する他、韓国等の海外企業、フリーに委託することが多い。なお、背景制作会社の多くは資本金 300 万円の有限会社である。
- ・ 取引に係る書面は一般に交付されていない。劇場用アニメの制作では、まれに書面が交付される場合もある。その場合、背景制作会社からみると、制作会社に有利な一方的な内容（宣伝に協力する義務などの追加）となることが多い。
- ・ 発注依頼の際には、作品名、話数、1 話あたりの背景の価格、美術監督も行う場合はその価格、放映日（納品日は受注側で放映日から逆算することが多く、納期自体の提示は通常ない）、支払条件（はじめての取引相手の場合）の提示がある。受注者にとって価格が低いと取引を断る場合もある。
- ・ 30 分のテレビシリーズアニメでは、標準で 300 カット程度（一般に 300 枚の背景画が必要）であるが、発注依頼の際にはカット数は不明である。しかし、背景枚数にかかわらず、価格は変わらないことが一般的である。ただし、所定枚数を超えたら、追加料金の上乗せが約束される場合もある。
- ・ レイアウトの工程について、人材不足の問題や、費用削減の観点から省略されがちになることが増えているため、本来であれば、背景はレイアウトが確定してから作業にとりかかるはずであるが、レイアウトが未確定な分を背景の工程で補うことが必要になっている。

◆ 取引において生じる問題点等

- ・ 支払いが遅れ、納品後 180 日以上になることも時々ある。また、発注側の倒産により支払が無かったケースもある。受注側にとって初めての取引相手の場合、支払条件の確認をしているが、以前に取引をしたことのある会社の支払条件がいつの間にか変更されていることもある。
- ・ 背景に必要な素材の提供が遅れることは少なくないが、放映日に変更はない。したがって、放映に間に合わせるために、受注側の判断で一部作業を外注して本来必要なかったはずの経費を負担している場合がある。
- ・ テレビ放映後に DVD 制作のために、背景の修正依頼がくる場合がある。その場合、追加的支払はされないことが多い（発注側にとっては本来の品質にもともと達していなかったとの理由）。
- ・ 背景のやり直しのうち、そもそもの意図が変更になった場合には、別途対価が支払われる。しかし、背景制作会社の明らかなミスではない修正依頼に関して、無償で修正している場合もある。

◆ 想定されるモデル書面記載事項例

- ・ 親事業者及び下請事業者の商号、名称

- ・ 委託日
- ・ 委託内容（作品名、背景（1話あたりの基準カット数）、美術監督業務の有無、話数）
- ・ 親事業者から下請事業者への支給材料（背景原図等）及び支給期日
- ・ 納期（具体的期日）
- ・ 納品場所
- ・ 検査を完了する期日
- ・ 金額
 - 具体的金額
 - 美術監督業務を含む場合にはその金額
 - 基準カット数を著しく越える場合には別途協議する規定
- ・ 支払期日
- ・ 委託内容や親事業者からの材料支給期日等が変更になった場合には、納期、金額等を親事業者・下請事業者間で別途協議の上、書面を再交付し、下請事業者に不当に不利益を与えない旨の規定

* なお、背景制作会社にとっては、自社が発注元となって、フリーに委託する場合も同様の記載事項で書面を交付することに問題はないとのこと。

◆ Q & A 集に記載すべき事項

- ・ 「支給素材の変更」による「不当なやり直し」に該当する場合について
- ・ テレビ放映後の変更指示について
- ・ 「制作側の都合によるスケジュール遅れ」とみなす範囲について
- ・ 成果物の検査の基準と方法について

E) 仕上げ

◆ 委託取引の概要

- ・ 制作会社と仕上げ会社間の委託取引であることが一般的である。取引相手の制作会社は元請の場合と元請から受注した一次下請の場合がある。現状では仕上げのみの委託取引は少なく、もともと仕上げを行っていた会社が、動画とセットで、もしくは制作すべてをグロスで受注している場合が多い。仕上げ会社は内部で制作する他、中国等の海外企業に委託することが多い。また、1話すべての仕上げをグロスで取引する形態以外に、バラで取引する形態もある。
- ・ 取引に係る書面は一般に交付されていない。ただし、受注側が望む場合に、書面が交付されている場合もあるようである。
- ・ 仕上げがグロスで取引される際には、通常、電話で、作品名、スケジュール（素材の提供日と納品日）、単価が確認される。その後、対面で打合せを行い、内容確認の上、話数、スケジュール、作業内容（仕上げ、色指定の有無、検査の有無）、金額、支払条件等の提示がある。スケジュールや価格に関しては、発注側提示内容で決まり、交渉の余地は通常ない。
- ・ 色指定と検査の作業は通常セットで30分番組に対する一定金額（例、12万円など）となっている。最近では、発注側の指示内容にこの作業が入らない場合があるが、受注側としては支払いがなくとも、クオリティ管理の観点からやらざるを得ない作業であるとのこと。
- ・ 仕上げの工程の取引金額は、グロス契約の場合、テレビシリーズ30分番組1話に対する基準枚数が決められた上で、基準枚数に対して決められる。基準枚数を超えると追加で支払われる単価が決められている。なお、現在では基準枚数は少なく設定されており、制作枚数は基準枚数を超えることが一般的である。ただし、一次下請との取引では、基準枚数を超えても、追加で支払われないこともある。また、仕上げをグロスで受注する場合には、別途5%程度の管理費が支払われることがある。
- ・ 仕上げをバラで取引する場合、素材の提供を朝受け、当日中に納品などのような短納期の取引となる。

◆ 取引において生じる問題点等

- ・ 発注会社によっては支払いが遅れる場合がある。特に、一次下請を経由している場合には、遅れることが少なくない。
- ・ 仕上げに必要な素材の提供が遅れることは少なくないが、放映日に変更はない。したがって、放映に間に合わせるために、発注側の判断で、当初予定の発注量の一部が回収され、海外企業などに別途発注されることが多い。その場合、受注者側は、当初見込んでいた報酬が得られず、当該素材を待っている期間中スケジュールを無駄に空けてしまったこととなり、収入計画が狂うこととなる。実際、2週間の実作業日数に対して、10日間遅れで仕上げに必要な素材が提供されることが少なくない。

- ・ テレビ放映後に DVD 制作のために、仕上げに関して修正依頼がくる場合がある。その場合、追加的支払はされないこともある（発注側にとっては本来の品質にもと達していなかったとの理由）。
- ・ 仕上げのやり直しのうち、仕上げ会社側のミスに対しては無償で修正しているが、原画の修正などそもそもの意図が変更になった場合には、別途対価が支払われることが一般的である。ただし、一次下請を経由している場合には、別途支払われないこともある。
- ・ 仕上げの工程で動画のミスの修正を自発的に行うこともある。このような作業に対する対価は支払われない。

◆ 想定されるモデル書面記載事項例

- ・ 親事業者及び下請事業者の商号、名称
- ・ 委託日
- ・ 委託内容（作品名、仕上げ（1話あたりの基準枚数）、色指定、検査、話数）
- ・ 親事業者から下請事業者への支給材料（動画、色設定等）及び支給期日
- ・ 納期（具体的期日）
- ・ 納品場所
- ・ 検査を完了する期日
- ・ 金額
 - 具体的金額（単価 or グロス一括）
 - 色指定、検査を含む場合にはその金額
 - グロス契約において、基準枚数を著しく越える場合に別途協議する規定
- ・ 支払期日
- ・ 委託内容や親事業者からの材料支給期日等が変更になった場合には、納期、金額等を親事業者・下請事業者間で別途協議の上、書面を再交付し、下請事業者に不当に不利益を与えない旨の規定

◆ Q & A 集に記載すべき事項

- ・ 「支給素材の変更」による「不当なやり直し」に該当する場合について
- ・ テレビ放映後の変更指示について
- ・ 「制作側の都合によるスケジュール遅れ」とみなす範囲について
- ・ 成果物の検査の基準と方法について

F) 撮影

◆ 委託取引の概要

- ・ 制作会社と撮影会社間の委託取引であることが一般的である。取引相手の制作会社は元請の場合と元請から受注した一次下請の場合がある。撮影会社は内部で制作する他、スケジュールの都合で請け負った作業を実施できないときに、他社に委託することもある。
- ・ 取引に係る書面は一般に交付されていない。カット番号等が記された発注伝票は交付されている。
- ・ 取引の際には、作品名、スケジュール、1話あたりの価格、支払条件、内容（作品の内容によって作業時間が大きく異なる）等の提示がある。金額は交渉の余地がある場合もある。
- ・ 発注当日に納品となるような突発の業務は、電話でカット数と納期が伝えられ、発注となる。取引金額は通常秒単価である。

◆ 取引において生じる問題点等

- ・ 発注会社によっては支払いが遅れる場合がある。制作工程の後半のため、制作会社倒産の影響を受けやすい。
- ・ 本来の撮影とは別に、アニメ制作全体の遅れから線撮りを行う場合もある。この場合は別途支払われる場合が一般的である。ただし、線撮り代込みの取引の場合もある。本来の撮影の方が利益率が高いが、利益率の低い線撮りをやらざるを得ず、そのために本来の撮影作業を他社に発注しなければならないこともある。
- ・ 動画直し、色間違い、演出の都合など、他工程のミスに起因するリテイクが入る場合もあるが、追加的な支払はない。一定割合（2割程度）のリテイクは折り込み済みであるが、あまり多いと別途請求する場合もある。
- ・ テレビ放映後のDVD制作のためのリテイクは、必要となる秒数に応じて請求しており、支払われることが多い。

◆ 想定されるモデル書面記載事項例

- ・ 親事業者及び下請事業者の商号、名称
- ・ 委託日
- ・ 委託内容（作品名、話数、作品内容）
- ・ 親事業者から下請事業者への支給材料及び支給期日
- ・ 納期（具体的期日）
- ・ 納品場所
- ・ 検査を完了する期日
- ・ 金額
 - 具体的金額（1話あたり単価 or 1秒あたり単価）
 - 線撮りを実施する場合の単価と別途支払を保証する規定
 - リテイクの許容割合の規定、越えた場合の別途支払を保証する規定とその

単価

- 収録料金（テープ代を含むか否か）
 - テレビ放映後にリテイクが発生した場合に別途支払を保証する規定とその単価
 - 作業後のデータの管理
- ・ 支払期日
 - ・ 委託内容や親事業者からの材料支給期日等が変更になった場合には、納期、金額等を親事業者・下請事業者間で別途協議の上、書面を再交付し、下請事業者に不当に不利益を与えない旨の規定

* なお、撮影会社にとっては、自社が発注元となって、他社に委託する場合も同様の記載事項で書面を交付することに問題はないとのこと。

◆ Q & A集に記載すべき事項

- ・ 追加作業指示について
- ・ テレビ放映後の変更指示について
- ・ 「制作側の都合によるスケジュール遅れ」とみなす範囲について
- ・ 成果物の検査の基準と方法について
- ・ 作業後のデータ管理について

G) 音響

◆ 委託取引の概要

- ・ 制作会社と音響会社間の情報成果物作成委託取引であることが一般的である。取引相手の制作会社は元請であることが一般的である。音響会社は内部で制作する他、フリーの人や外部プロダクション等に委託することが多い。アニメの音にかかわる制作のうち、効果音、声優など音楽以外すべてを一括して取引することが通常である。ただし、音響会社と声優（または所属プロダクション）との役務提供取引は専ら自ら用いる役務であるので下請代金法の対象とならない（公正取引委員会見解より）。
- ・ 音響会社が音制連に加盟していることが多い。
- ・ 取引に係る書面は一般に交付されていない。
- ・ 取引の際には、作品名、スケジュール、1話あたりの金額、作品内容等の提示がある。通常、シリーズ全体で取引する。音響会社が見積書を作成する場合もある。1話あたりの金額には一定の相場観が形成されている。
- ・ 声優のキャストを指定される場合には、別予算を依頼する場合もある。また取引開始後の打合せ段階で、声優のキャストの意向が伝えられる場合があり、当初予算内で制作困難な場合には、制作会社と交渉が行われる。また、制作会社や監督は一般に著名な声優を数多くキャストिंगすることを望むが、キャストिंग経費の増大は音響会社の利益減少に直結するため、キャストिंगは両者のせめぎあいとなる。

◆ 取引において生じる問題点等

- ・ 制作会社によっては支払いが遅れる場合がある。音響会社にとっては、受注している取引の支払が遅れると、発注している取引の支払が遅れることが少なくない。
- ・ アニメ制作全体の工程の中で後半に位置するため、制作会社倒産の影響を受けやすい。
- ・ 音響制作は監督、演出立ち会いのもと行われることが通常であるため、不当な受領拒否にあたるような行為は通常ない。制作後に要望が変更になる場合には、別途費用が請求されることが多い。
- ・ 監督の了承のもとで声優を決めるが、監督のイメージにあわないために声優を変更する場合がある。このような費用は通常音響会社が負担している。
- ・ アニメ制作全体のスケジュールの遅れから、アフレコが色づけ前や絵コンテで行われることが多く、録音に時間がかかっている。

◆ 想定されるモデル書面記載事項例

- ・ 親事業者及び下請事業者の商号、名称
- ・ 委託日
- ・ 委託内容（作品名、話数、作品内容）
- ・ 親事業者から下請事業者への支給材料及び支給期日

- ・ 納期（具体的期日）
 - ・ 納品場所
 - ・ 検査を完了する期日
 - ・ 金額（具体的金額、1話あたりの単価）
 - ・ 支払期日
 - ・ 委託内容や親事業者からの材料支給期日等が変更になった場合には、納期、金額等を親事業者・下請事業者間で別途協議の上、書面を再交付し、下請事業者に不当に不利益を与えない旨の規定
- ◆ Q & A集に記載すべき事項
- ・ 追加・変更作業指示について
 - ・ 「制作側の都合によるスケジュール遅れ」とみなす範囲について
 - ・ 成果物の検査の基準と方法について

H) 編集

- ・ 制作会社が、当該アニメ制作に必要な役務提供として、編集業務を委託する場合(編集業務の委託を受けた編集会社が、監督や演出等の指示のままに編集作業を行っている場合に該当)には、当該役務は委託事業者が専ら自ら用いる役務であるので、下請代金法の対象とならない(公正取引委員会見解より)。

◆ 委託取引の概要

- ・ 制作会社と編集会社間の委託取引であることが一般的である。取引相手の制作会社は元請の場合と元請から受注した一次下請の場合がある。編集会社は内部で制作する他、フリーの人に委託することが多い。1つのテレビシリーズすべてを一括で取引することが一般的である。
- ・ 取引に係る書面は一般に交付されていない。
- ・ 取引の際には、作品名、スケジュール(素材の提供日と納品日)、1話あたりの価格、支払条件等の提示がある。

◆ 取引において生じる問題点等

- ・ 発注会社によっては支払いが遅れる場合がある。
- ・ アニメ制作全体のスケジュールの遅れから、本来1話分で編集作業は1回で済むはず(リメイク分を除く)のところ、アフレコ用の撮影・編集のために、絵コンテの段階や原画の段階、色づけの段階などでも追加的に編集作業が必要になる場合がある。このような場合でも追加的な報酬が支払われないこともある。(撮影に関しては、時間あたりの取引になっているので、その都度、対価が支払われているとのこと。)
- ・ テレビ放映後にDVD制作のために、修正依頼がくる場合がある。その場合、追加的支払いがなされないこともある(発注側にとっては本来の品質にもともと達していなかったとの理由であるが、修正の判断根拠が不明確である)。なお、このような場合、制作会社がリスクをとっている場合も少なくない。
- ・ テレビ放映前のリメイクは、編集に起因するものはほとんどない。また、前工程のリメイクに伴う編集のリメイクに関しては、10～20%程度発生することが通常であり、その分はあらかじめコストに見込んで受注している。

◆ 想定されるモデル書面記載事項例

- ・ 親事業者及び下請事業者の商号、名称
- ・ 委託日
- ・ 委託内容(作品名、話数)
- ・ 親事業者から下請事業者への支給材料及び支給期日
- ・ 納期(具体的期日)
- ・ 納品場所
- ・ 検査を完了する期日
- ・ 金額(具体的金額)

- ・ 支払期日
 - ・ 委託内容や親事業者からの材料支給期日等が変更になった場合には、納期、金額等を親事業者・下請事業者間で別途協議の上、書面を再交付し、下請事業者に不当に不利益を与えない旨の規定
- ◆ Q & A 集に記載すべき事項
- ・ 追加作業指示について
 - ・ テレビ放映後の変更指示について
 - ・ 「制作側の都合によるスケジュール遅れ」とみなす範囲について
 - ・ 成果物の検査の基準と方法について

1) 話(シリーズ)グロス(一次下請)

◆ 委託取引の概要

- ・ 元請と下請制作会社間の委託取引であることが一般的である。アニメ制作をシリーズすべてや一部または話毎にグロスで受注することが一般的である。下請制作会社は、話毎もしくは各話の工程毎に他社へ発注する。
- ・ 話毎のグロス取引の場合には、絵コンテ～撮影までの工程のグロスであることが一般的である。シリーズすべてを取引する場合には、監督、脚本も含めて受注することもある。
- ・ シリーズすべてを受注する場合には、通常、書面契約を交わしており、責任の所在、総額と1話あたりの単価、納期などが規定されている。
- ・ 話毎のグロス取引の場合には、通常書面は交付されていない。
- ・ 話毎のグロス取引の発注の際には、元請から、作品名、内容、スケジュール、予算(1話あたりの価格)、工程毎に単価と基準枚数が設定された予算書の提示がある。

◆ 取引において生じる問題点等

- ・ 発注会社によっては支払いが遅れる場合がある。その場合、元の取引における支払が遅れると、その影響を受けて、次の段階の支払も遅れることがある。
- ・ 制作が始まってから発注会社側の都合で減額されることもある。当初予定の制作費が集まっていない段階で見込み発注された場合などである。
- ・ 予算書に記載された基準枚数未滿で制作できると下請制作会社の利益となるが、元請の責任で基準枚数をオーバーしても通常下請の負担となる。品質を管理する監督等は元請が発注しているため、下請制作会社の努力で枚数を抑制できないことも少なくない。
- ・ 元請の責任による修正が発生することはあまりない。
- ・ 下請制作会社は発注先の企業が行うべき修正を放映日に間に合わせるために、自社で行う場合もある。ただし、一定範囲内のリメイクは当初から想定されている。

◆ 想定されるモデル書面記載事項例

- ・ 親事業者及び下請事業者の商号、名称
- ・ 委託日
- ・ 委託内容(作品名、担当話、担当工程)
- ・ 親事業者から下請事業者への支給材料及び支給期日
- ・ 納期(具体的期日)
- ・ 納品場所
- ・ 検査を完了する期日
- ・ 金額(具体的金額)
- ・ 支払期日
- ・ 委託内容や親事業者からの材料支給期日等が変更になった場合には、納期、金額等を親事業者・下請事業者間で別途協議の上、書面を再交付し、下請事業者に不当に

不利益を与えない旨の規定

◆ Q & A集に記載すべき事項

- ・ 「支給素材の変更」による「不当なやり直し」に該当する場合について
- ・ テレビ放映後の変更指示について
- ・ 「制作側の都合によるスケジュール遅れ」とみなす範囲について
- ・ 成果物の検査の基準と方法について

アニメ業界における下請代金法についてのQ & A

本章においては、下請代金法の改正を踏まえ、同法の対象となる委託取引契約について、簡便にアニメ業界が同法に対応できるよう本研究会作成した「アニメ業界における下請代金法についてのQ & A集」の内容を掲載している。

本章のQ & Aは、アニメ業界の親事業者・下請事業者が現状において当初取り決めている事項・内容等を踏まえ、業界事業者が問題なく的確に下請代金法に対応できるようになることを企図して検討・作成されたものであり、法解釈、意見等についての文責は本研究会にある。

1. 下請代金法全般について

(1) 下請代金法の目的や内容について

Q1： 下請代金法とは、どのような内容で、なにを目的とした法律なのか。

A： 下請代金法は、親事業者（発注者）の下請事業者（受注者）に対する取引を公正にして、下請事業者の利益を保護することを目的とした法律です。

この法律では、所定の下請取引について、以下のような親事業者の義務、禁止事項等を規定しています。

親事業者の義務

親事業者の義務	概要
・ 書面の交付義務	発注の具体的内容等を記載している書面を下請事業者に交付する義務がある
・ 下請代金の支払期日を定める義務	成果物を受領した日から起算して60日以内、かつできるだけ短い期間内に支払期日を定める義務がある
・ 書類の作成・保存義務	発注の具体的内容等を記載している書類を作成し、2年間保存する義務がある
・ 遅延利息の支払い義務	代金を支払期日までに支払わない場合は、年率14.6%を乗じた額の遅延金を支払う義務がある

親事業者の禁止事項

親事業者の禁止事項	概要
・ 買ったたきの禁止	著しく低い下請代金を不当に定めることをしてはならない
・ 受領拒否の禁止	注文した物品などの受領を拒むことをしてはならない
・ 返品禁止	受け取った物は返品してはならない
・ 下請代金の減額の禁止	あらかじめ定めた下請代金を減額できない
・ 下請代金の支払い遅延の禁止	物品受領から60日以内に定めた支払期日までに全額支払わなければならない
・ 割引困難な手形の交付の禁止	一般の金融機関で割り引くことが困難な、長期手形などを交付することをしてはならない
・ 購入・利用強制の禁止	親事業者が指定する物や役務を強制的に購入・利用させることをしてはならない
・ 不当な経済上の利益の提供要請の禁止	下請事業者から金銭、労務の提供等をさせることをしてはならない
・ 不当な給付内容の変更及びやり直しの禁止	費用を負担せずに注文内容を変更し、または受領後にやり直しをさせることをしてはならない
・ 報復措置の禁止	違反行為を公正取引委員会又は中小企業庁に申告されたことを理由に、取引を停止したりすることをしてはならない
・ 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止	下請代金の支払い期日より早く、有償支給した原材料等について、その対価を支払わせたり、下請代金から控除、相殺することをしてはならない

(2) 下請代金法適用の経緯について

Q2：なぜ下請代金法がアニメ業界に適用されることになったのか。

A：下請代金法は、これまでは製造業を対象としていましたが、経済のソフト化・サービス化の進展等に伴い、サービス分野における下請取引の公正化の重要性が高まっていることを受けて、平成15年6月に法改正がなされました。

法改正により、下請代金法の適用の対象となる取引の内容は以下のような委託取引となっています。

製造委託（物品の製造を下請事業者に委託すること）

修理委託（物品の修理を下請事業者に委託すること）

情報成果物作成委託（情報成果物の作成を下請事業者に委託すること）

役務提供委託（他者に提供する役務を下請事業者に委託すること）

「情報成果物」とは、下記のようなものを言います。

プログラム（例：テレビゲームソフト、会計ソフトなど）

映画、放送番組、その他映像・音声・音響により構成されるもの

（例：テレビ番組、テレビCM、ラジオ番組、映画、アニメーションなど）

文字・図形・記号又はこれらと色彩との結合により構成されるもの

（例：設計図、ポスターのデザイン、コンサルティングレポート、雑誌広告など）

アニメの作成に係る委託取引は、原則「情報成果物作成委託」に該当するため、下請代金法の適用範囲となりました。

(3) 下請代金法適用の時期について

Q3：アニメ業界において、下請代金法はいつから適用されるのか。

A：平成16年4月1日に発注する取引から、アニメ業界において下請代金法が適用されます。（適用の範囲については、Q2、Q4などを参照してください）

2. 下請代金法の適用範囲について

Q4: アニメ業界の委託取引であっても、下請代金法が適用「されるもの」と「されないもの」があると聞いている。自分が関わっている委託取引が、下請代金法の適用範囲内かどうかは、どのように判断すればよいのか。

A: 下請代金法では、適用の対象となる委託取引の範囲について、取引当事者双方が、下請代金法上の親事業者・下請事業者の条件に合致しているか、及び、取引の内容が、アニメ業界の場合には、「情報成果物作成委託」に該当しているかどうか、という2つの側面から定めています。この2つの条件が両方とも満たされるアニメ業界の委託取引に対して、下請代金法が適用されることとなります。

の詳細については、Q5～Q11を参照してください。

の詳細については、Q12～Q20を参照してください。

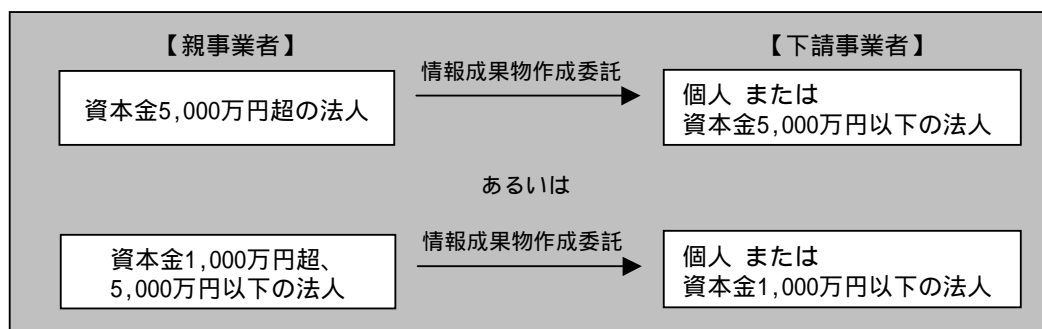
(1) 親事業者と下請事業者の定義について

Q5: 下請代金法における、「親事業者」と「下請事業者」の定義はどのようなものか。

A: Q4の回答に示した通り、下請代金法は、適用の対象となる下請取引について、取引当事者双方が、下請代金法上の親事業者・下請事業者の条件に合致しているか、及び、取引の内容が、アニメ業界の場合には、「情報成果物作成委託」に該当しているかどうか、という2つの側面から定めています。この2つの条件が両方とも満たされるアニメ業界の委託取引に対して、下請代金法が適用されることとなります。

取引当事者双方が、下請代金法上の親事業者・下請事業者の条件に合致しているかは、具体的には、取引当事者双方の資本金（又は出資金の総額）によって判断されます。

アニメの作成に係る取引の場合、次のような資本金区分にあてはまる場合となります。



Q6: アニメ業界の企業は全体的に資本金が小さく、有限会社なども多いが、これらは下請代金法の対象とならないのか。

A: 下請代金法は、親事業者を資本金区分により「優越的地位にある」ものとして扱うため、Q5の回答にある以外の関係は、下請代金法の対象にはなりません。

よって、発注する側が、有限会社等、資本金1,000万円以下である場合は、下請代金法上の親事業者に該当しないため、下請代金法の適用対象とはなりません。

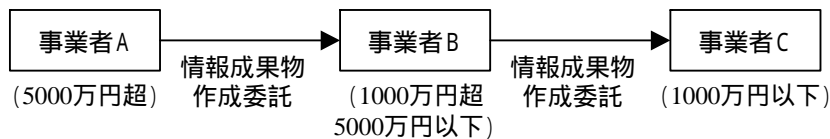
他方、受注する側の資本金が1,000万円以下となる有限会社の場合、発注元側の資本金

が1,000万円を超えていれば、当該有限会社は、下請代金法上の「下請事業者」に該当するため、取引相手方の発注元は、下請代金法の適用対象となります。

Q7： 下請事業者から孫請事業者に委託するような場合は、下請代金法の対象となるのか。

A： 下請代金法は、発注元を親事業者とし、受注者を下請事業者と捉えるので、受注者から更に孫請事業者に委託するような場合も、Q5の回答にあるような資本金区分を満たす情報成果物の委託であれば、下請代金法の対象となります。

次のような場合、A B間の取引では、Aが親事業者、Bが下請事業者となり、B C間の取引では、Bが親事業者、Cが下請事業者となります。

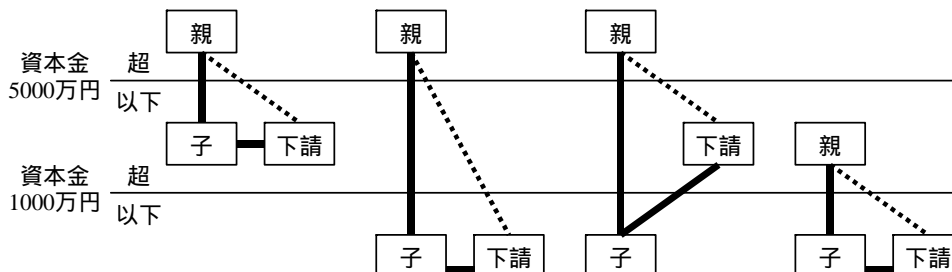


Q8： 資本金の大きい親会社が、小さい資本金で子会社を設立し、その子会社と取引をした場合は下請代金法の対象とならないのか。

A： 下請代金法は、いわゆる「トンネル会社」を使っでの、法適用の回避を禁止する規定を設けています。即ち、資本金が小さい会社が発注元となる場合には、下請代金法の対象とならない場合がありますが、これを利用して、資本金の小さい子会社（いわゆる「トンネル会社」）等を設立し、この子会社を窓口として委託を行い、本法の規制を免れるようなケースについては、次の2つの要件をともに満たしている場合は、当該子会社も親事業者とみなし、下請代金法の対象とすることになっています。

- 親会社から役員の任免、業務の執行などについて支配を受けている場合
(例えば、親会社の議決権が50%以上の場合、常勤役員の過半数が親会社の関係者である場合など)
- 親会社からの下請取引の相当部分について再委託する場合
(例えば、親会社から受けた委託の額又は量の50%以上を再委託している場合など)

次のような下請取引においては、子会社が親事業者とみなされ、下請代金法の適用を受けることになります。



- 親：情報成果物作成の発注者となる親事業者
- 子：親事業者が設立し、上記の2つの要件を満たす子会社
- 下請：情報成果物作成の受注者となる下請事業者
- ：下請法の適用を受けることになる情報成果物作成委託
-：親会社が情報成果物作成委託を行う本来の関係

Q9： 資本関係のある親子会社間の取引も下請代金法の対象となるのか。

A： 親子会社間の取引であっても、下請代金法上ではその適用が除外される訳ではありませんが、親会社の子会社の議決権の 50%超を保有するなど、実質的に同一会社内での取引とみられるような場合は、公正取引委員会は、運用上下請代金法の問題としていないとのこと。

Q10： 取引先の資本金規模などがわからず、委託取引が下請代金法の対象になるかどうかわからないときはどうしたらよいか。

A： 取引上の安全確保の観点からも、取引先の会社概要などを把握しておくことは、非常に重要です。これらは、会社パンフレットやホームページなどから調べるか、直接取引先に尋ねるなどして把握すべきです。

また、書面化の推進など業界取引慣行の改善を図る上では、下請代金法の適用外となる取引についても、発注者は本法の規定に準じて取引を行うことが望まれます。

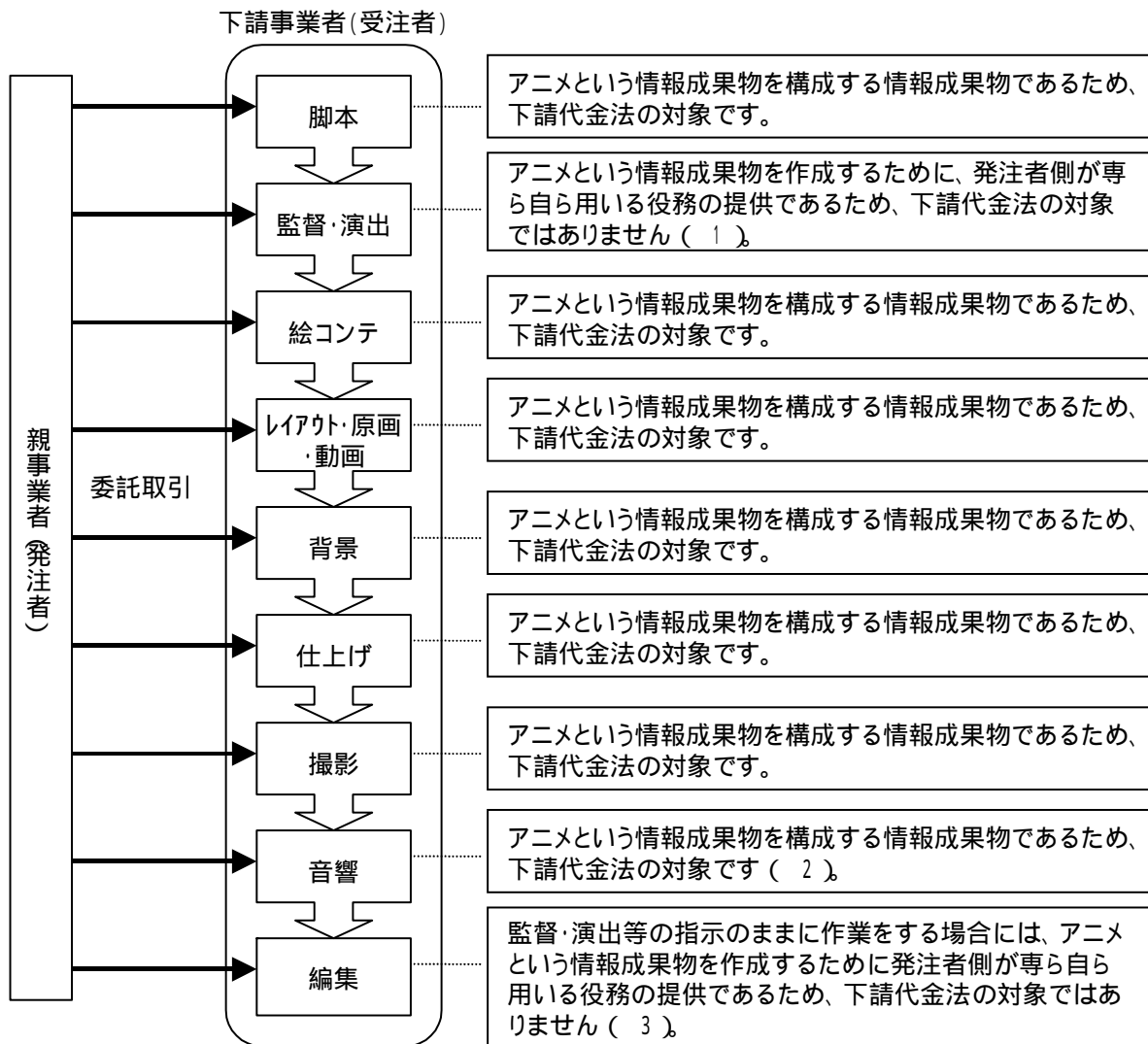
Q11： 発注時は下請代金法の適用外であったにもかかわらず、合併、分割等により下請代金法の適用対象となった場合は、どのようにすればよいか。

A： 発注時点で下請代金法の適用外であれば、当該取引については下請代金法は適用されませんが、合併、分割等により下請代金法の適用対象となった以降に発生した委託取引については、下請代金法が適用されることとなります。

(2) 対象となる委託取引について

Q12: アニメ制作は様々な工程を経て完成されるが、具体的にどの工程のどのような内容の取引が下請代金法の対象となるのか。

A: アニメ制作の工程毎に下請代金法の対象であるかどうかを示すと、次のようになります。



- 1: 絵コンテなどの情報成果物作成を含む場合は、下請代金法の対象となります
- 2: 声優は情報成果物を作成するために発注者側が専ら自ら用いる役務の提供であるため、下請代金法の対象にはなりません
- 3: 編集した作品のデータを記録して納品するような場合は、下請代金法の対象となります

Q13：アニメ制作といっても、CM用のアニメ映像や、PR用ビデオなど様々な種類があるが、これらも下請代金法の対象となるのか。

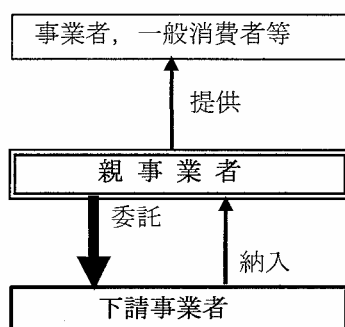
A：情報成果物作成委託は、下請代金法上、3つの類型に分けられます。

類型1：「情報成果物を業として提供している事業者が、その情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託する場合」

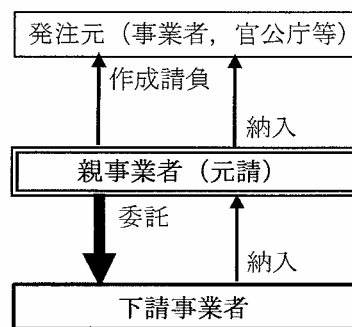
類型2：「情報成果物の作成を業として請け負っている事業者が、その情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託する場合」

類型3：「自らが使用する情報成果物の作成を業として行っている場合に、その作成の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託する場合」

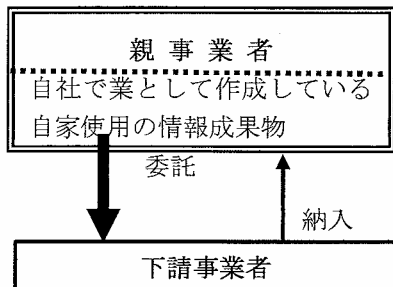
(類型1)



(類型2)



(類型3)



※ 太線の矢印部分の取引が下請法の対象となる。

資料：公正取引委員会『改正下請代金支払遅延等防止法テキスト』（平成16年1月）p.11より

情報成果物の提供が、純粋に無償の場合（例えば、広告宣伝物／等）には「業として行う提供」には当たらず、類型1には該当しませんので、アニメ業界におけるCM用のアニメ映像やPR用ビデオの場合、下請代金法が適用されるのは、類型2か類型3に該当する場合とされます。

類型2に該当する場合、即ち、例えば、CM用のアニメ映像やPR用ビデオの制作を他社から委託され、その全部又は一部を下請事業者へ委託する場合には、下請代金法の適用対象となります。

類型3に該当する場合には、発注者側がCM用アニメ映像やPR用ビデオといった情報成果物の作成を「業として」行っているといえるかどうか、が判断のポイントとなります。発注者側が、ある行為を反復継続的に行っており、社会通念上、事業の遂行とみることが

できる場合には、「業として」行っている行為であり、その全部または一部を委託する場合には下請代金法の対象となります。専門的知識や設備等が必要となり、当該社では対応できない作業を他社に委託する場合には、「業として」行っている行為の委託とはいえませんが、場合によっては当該社で実際に対応しているような内容と同様のものを他社に委託する場合には「業として」行っている行為の委託と考えられます。

Q14： アニメ制作では、キャラクターやシナリオ等をコンペ形式で募集し、採用している場合がある。このようなコンペに参加するためにアニメ制作会社が外部にキャラクターやシナリオの発案等の当該情報成果物の作成を委託する場合には下請代金法の対象となるのか。

A： 発注者側が、自らの事業のために用いる情報成果物（この場合、コンペ対象となるキャラクターやシナリオ等）の作成を反復継続的に社会通念上、事業の遂行とみることができ程度に行っている場合には、その全部又は一部を他社に委託する場合、類型3に該当し、下請代金法の適用対象となります。例えば、発注者側の方で、同じようにキャラクターやシナリオの発案を行っている場合には「業として」行っている情報成果物作成を委託していることとなり、下請代金法の適用対象となりますし、発注者側でそのようなことを実施していない場合には、単なる自家使用となり、下請代金法の適用対象となりません。

Q15： 原画、動画などは海外の取引先に委託する場合もあるが、これらは対象とならないのか。

A： 下請代金法は、国内の委託取引のみを対象とし、海外の取引先に委託するような場合は下請代金法の対象とはなりません。

なお、海外企業が国内企業に委託するような場合には、資本金要件等を満たせば下請代金法の対象になります。

Q16： アニメ制作に使用する脚本などは、脚本家が著作権を持つことから、下請代金法の対象とはならないのではないのか。

A： 下請代金法では、受注する側に著作権が発生・帰属するかどうか、ということは、適用対象の決定に影響しません。

下請代金法の適用の対象となる委託取引の範囲については、取引当事者双方が、下請代金法上の親事業者・下請事業者の条件に合致しているか、及び、取引の内容が、アニメ業界の場合には、「情報成果物作成委託」に該当しているかどうか、という2つの側面から定められています。脚本の委託取引は、 の条件に合致しますので、同時に の条件を満たす委託取引であれば、著作権の発生・帰属の如何にかかわらず、下請代金法が適用されることとなります。

Q17： 監督・演出への委託は、どのような場合でも、下請代金法の適用対象とはならないのか。

A： 監督・演出の作業が、役務の提供であり、発注元が専ら自ら用いる役務である場合には、下請代金法の対象とはなりません。

ただし、監督・演出が絵コンテを作成する場合には、絵コンテという情報成果物を作成する委託取引になりますので、下請代金法が適用されます。

また、監督・演出が、原画や動画のチェックだけではなく、必要に応じて適宜修正を直接ほどこすような場合には、原画・動画等の情報成果物の作成に関与することとなりますので、情報成果物作成委託取引に該当し、下請代金法が適用されます(したがって、発注に際して書面が必要となる等、親事業者側に下請代金法上の義務が発生します)。

Q18：編集への委託は、どのような場合でも、下請代金法の適用対象とはならないのか。

A：編集は、編集した映像(=情報成果物)を作成する作業ですので、それを自らの意思判断や創造力によって実施した場合には、下請代金法の対象となります。

ただ、アニメ業界においては、編集では、監督・演出が立会い、監督・演出の指示のままに編集担当者が作業する、ということがよくあると思います。この場合には、編集作業は、下請代金法上では、情報成果物作成ではなく、“編集する”という役務の提供に該当します。発注元が専ら自ら用いる役務である場合には、下請代金法の対象とはなりません。従って、監督・演出の指示のままに編集担当者が作業するような場合には、編集の委託に対して下請代金法は適用されないこととなります。

Q19：当社がアニメ制作会社Aに情報成果物の作成を外注する取引に関して、B社が関与して下請代金の支払等を行うこととなった場合、下請代金法上の「下請事業者」に該当するのはアニメ制作会社Aか、B社か。

A：B社が下請代金法の資本金区分を満たす発注者とアニメ制作会社Aの間に入って事務手続の代行(注文書の取次ぎ、下請代金の請求、支払等)を行っているにすぎず、情報成果物作成委託の内容に全く関与していないような場合、B社は下請代金法でいう下請事業者とはならず、アニメ制作会社Aが「下請事業者」となります。したがって、親事業者はB社とアニメ制作会社Aとの間の取引を確認し、下請代金法上の問題を招来しないようにB社を指導する必要があります。

B社が情報成果物作成委託の内容に関与している場合や、B社が情報成果物の作成を請け負っている場合には、発注者がB社に対して情報成果物作成委託をしていることとなり、発注者とB社の間で下請代金法の資本金区分を満たす場合には、B社が下請代金法でいう「下請事業者」となります。

Q20：アニメ制作会社が、台本の印刷を外部委託する場合には、当該委託取引は下請代金法の適用対象となるのか。

A：アニメ制作会社が自ら使用する台本の印刷を外部に委託する場合には、アニメ制作会社が業として印刷を行っていない限り、下請代金法の適用対象となりません。ただし、アニメ制作会社がテレビ局等から台本の印刷を請け負っている場合には、下請代金法の適用対象となります。

3. 委託取引における親事業者の義務について

(1) 書面交付の義務について

Q21： 親事業者が下請事業者に交付しなければならない書面とは、契約書のことなのか。発注書や伝票などでもよいのか。

A： 必ずしも契約書を示すものではありません。Q22 の回答に示すような項目が記載されていれば、発注書や伝票などでも構いません。

なお、この規定が設けられたねらいは、下請取引において口頭による発注は発注内容・支払条件が不明確でトラブルが生じやすく、トラブルが生じた場合、下請事業者が不利益を受けることが多いので、親事業者から発注内容を明確に記載した書面を発注の都度、下請事業者に交付させ、下請取引に係るトラブルを未然に防止するとともに、親事業者が本法を遵守することを期待し、下請取引の公正化を図ることです。

Q22： 金額や納期が記載されていない書面でもよいのか。最低限書面に記載すべきことはなにか。

A： 親事業者が下請事業者に発注に際して交付すべき書面には、次の具体的記載事項がすべて記載されている必要があります。よって、金額（下請代金の額）や納期（下請事業者の給付を受領する期日）は、必ず記載されていなければなりません。

【書面に最低限記載する必要がある具体的事項】

1. 親事業者及び下請事業者の名称（番号、記号等による記載も可）
2. 情報成果物作成委託をした日
3. 下請事業者の給付の内容（情報成果物の品目、品種、数量、規格、仕様等）
4. 下請事業者の給付を受領する期日
5. 下請事業者の給付を受領する場所
6. 下請事業者の給付の内容について検査をする場合は、その検査を完了する期日
7. 下請代金の額（算定方法による記載も可。注1）
8. 下請代金の支払期日
9. 手形を交付する場合は、その手形の金額（支払比率でも可）と手形の満期（120日以内）
10. 一括決済方式で支払う場合は、金融機関名、貸付け又は支払可能額、親事業者が下請代金債権相当額又は下請代金債務相当額を金融機関へ支払う期日
11. 原材料等を有償支給する場合は、その品名、数量、対価、引渡しの日、決済期日、決済方法

注1：ただし、算定方法による記載をする場合、下請代金の具体的な額が確定した後、速やかに下請事業者へ書面にて交付しておく必要があります。

ただし、次の場合には、例外的に、前ページのすべての事項が発注時書面に記載されていなくても問題ありません。

(ア)「発注書面の具体的記載事項について、その内容が定められないことについて正当な理由がある場合で、定められた後直ちに補充書面を交付するようにする場合」

発注時書面に記載できない「正当な理由」があれば、それ以外の事項を記載した書面(当初書面)を交付することが認められます。ただし、この場合、記載できない事項について、内容が定められない理由及び内容を定めることとなる予定期日を当初書面に記載しなければなりません。

「正当な理由」とは、取引の性質上、委託した時点では具体的記載事項の内容を定めることができないと客観的に認められる理由です。例えば、放送番組の作成委託において番組の具体的な内容が確定していない場合、等です。決定できるにもかかわらず決定しない場合や、下請代金の額として「算定方法」であれば記載することが可能である場合には、「正当な理由がある」とは判断されません。

当初書面に記載できなかった事項について、その内容が確定した後は、直ちに、当該事項を記載した書面(補充書面)を交付する必要があります。遅くとも納入日までには交付しなければなりません。また、補充書面では、「本文書は 年 月 日付けの 文書の補充書面である。」など、当初書面の内容を補充する書面であることが分かるようにする必要があります。

(イ)「基本的な事項について、別途書面にて取決め、毎回参照することとする場合」

下請取引は継続的に行われることが多いため、取引条件について基本的事項(例えば支払方法、検査期間など)が一定となっている場合には、これらの事項に関しては予め書面により通知することで、個々の発注に際して交付する書面の記載は不要となります。この場合は、発注書面に「下請代金の支払方法等については現行の『支払方法等について』によるものである」ことなどを付記しなければなりません。

なお、通知した書面については、新たな通知が行われるまでの期間は有効とすることができます。この場合、通知書面には、新たな通知が行われるまでの間は有効である旨を明記する必要があります。また、親事業者は下請事業者に対して、年に1回その内容を周知することが望まれます。

Q23：アニメ制作においては、委託内容の全てを書面に記載することは不可能だが、どの程度詳しく書かなければならないのか。

A：「委託内容」は、Q22の回答にある「3. 下請事業者の給付の内容(情報成果物の品目、品種、数量、規格、仕様等)」に該当します。すべてを記載することは困難でも、下請事業者が発注書面を見て「給付の内容」を概ね理解できる程度に記載することが必要です。

また、親事業者が下請事業者に対しやり直し等を求める根拠ともなるものですし、納付期日や下請代金の金額を決定した根拠と考えられるような情報をできるだけ具体的に明確に書くことが望ましいと考えられます。例えば、次の項目のうち、「親事業者から下

請事業者への無償の支給材料」やその「支給期日」は、下請代金支払遅延等防止法第 3 条及び同法 3 条規則で直接規定されているわけではありませんが、これらの事項を明確に定めずに発注し、支給材料の支給期日が遅れるが納期は変わらないなど結果として下請代金法違反となるおそれがあることから、これらの事項も発注時にできるだけ明確に定めることが望ましいといえます。

各工程別に、次の項目について具体的に記載すると下請代金法の要件を的確に満たすと考えられます。(なお、「アニメ業界における委託取引に関するモデル書面」(77 ページ)の「下請代金支払遅延等防止法第 3 条に規定する書面に係る参考例」に、各項目についてより詳細に説明しています。そちらもご参照ください。)

工程	「委託内容」の記載事項
脚本	作品名、原作の有無、シリーズ構成の有無、担当話数、シナリオ打合せ開始日
監督・演出	作品名、担当業務、担当話数、親事業者から下請事業者への支給材料(キャラクター設定、美術設定、シナリオ等)及び支給期日
絵コンテ	作品名、担当業務、担当話数、親事業者から下請事業者への支給材料(キャラクター設定、美術設定、シナリオ等)及び支給期日
レイアウト、原画、動画	作品名、レイアウト、原画、動画、グロス契約の場合の基準枚数、話数、親事業者から下請事業者への支給材料(キャラクター設定、美術設定、シナリオ等)及び支給期日
背景	作品名、1話あたりの基準カット数、美術監督業務の有無、話数、親事業者から下請事業者への支給材料(背景原図等)及び支給期日
仕上げ	作品名、1話あたりの基準枚数、色指定、検査、話数、親事業者から下請事業者への支給材料(動画、色設定等)及び支給期日
撮影	作品名、話数、作品内容、親事業者から下請事業者への支給材料及び支給期日
音響	作品名、話数、作品内容、親事業者から下請事業者への支給材料及び支給期日
編集	作品名、話数、親事業者から下請事業者への支給材料及び支給期日
話(シリーズ)グロス	作品名、担当話、担当工程、親事業者から下請事業者への無償支給材料及び支給期日

Q24：委託の代金やその他の依頼事項が、発注時点で確定できないときには、それらを記載しなくてもよいか。

A：発注時書面に記載できない「正当な理由」があれば、それ以外の事項を記載した書面(当初書面)を交付することが認められます。ただし、この場合、記載できない事項について、内容が定められない理由及び内容を定めることとなる予定期日を当初書面に記載しなければなりません。

詳細は、Q22 の回答にある「(ア)発注書面の具体的記載事項について、その内容が定められないことについて正当な理由がある場合で、定められた後直ちに補充書面を交付するようにする場合」の説明をご参照ください。

Q25： 長期継続的な取引をしている場合は、一度書面交付をすれば、それでよいものか。

A： 書面の交付は、基本的に、発注の都度必要となります。

ただし、下請取引は継続的に行われることが多いため、取引条件について基本的事項（例えば支払方法、検査期間など）が一定となっている場合には、これらの事項に関しては予め書面により通知することで、個々の発注に際して交付する書面の記載は不要となります。

詳細は、Q22の回答にある「(イ)基本的な事項について、別途書面にて取決め、毎回参照することとする場合」の説明をご参照ください。

Q26： アニメ制作においては、緊急の発注も多く、書面を交付しては間に合わないが、そういう場合は、電話だけでもよいか。

A： 書面交付は、発注後すぐに必要となります。

緊急の作成依頼などは電話で構いませんが、発注後は、直ちに書面を交付しなければなりません。

なお、書面は、「契約」だけを意味しているわけではありません。発注書や伝票という形式でも大丈夫です。重要なことは、Q22の回答にて説明した「具体的記載事項」が原則として全て記載されていることです。

Q27： 知的財産権（著作権）の譲渡対価については、その価値が未知数であるため、発注段階では明記できない。これは対価を記載できない「正当な事由」になるか。

A： 委託内容（作品の内容等）が明確なのであれば、その作品に係る著作権の譲渡対価を決められないことは、「予測が難しい、リスクがある」ということであって、「決められない」とは言いにくく、よって、「正当な事由」に該当しているとは言えません。

なお、知的財産権の譲渡・許諾は、それが「給付の内容」に含まれる場合に、下請代金法が適用されることとなり、書面に記載する必要が生じます。それ以外の場合では、下請代金法上、書面において譲渡対価を記載することは求められていません。ただし、別途権利を譲渡・許諾させる場合、無償であったり不当に安い価格であれば、「不当な経済上の利益の提供要請」に該当し、下請代金法に違反するおそれがあります。

Q28： 書面を交付する際には、電子メールやFAXによる交付でもよいのか。

A： 書面の交付は、基本的に電子メールやFAXでも構いません。

ただし、電子メールによる発注は、下請事業者の事前の承諾を得ることが必要です。また、下請事業者のパソコンなどに記録されなければ提供したことになりません。つまり、下請事業者が当該電子メールを受信していることが必要となります。

FAXの場合、受信と同時に書面により出力されるFAXなら構いませんが、電磁的記録をファイルに記録する機能を有するFAXに送信する場合は、電子メールと同じ条件が付されます。

(2) 支払期日を定める義務について

Q29： 支払期日を定めるとあるが、どれくらいの期間を目安とすればよいか。

A： 下請事業者から成果物を受領した日から起算して 60 日以内、かつ、できる限り短い期間内の期日を定める必要があります。

Q30： 下請事業者の納期が遅れた場合は、支払期日も延長して良いのか。

A： 支払制度が納品締切制度において、下請事業者の責に帰すべき事由により下請事業者の納期が遅れた場合には、遅れて受領した日から起算した支払期日までに支払うこととなります。

(3) 書類の作成・保存義務

Q31： 親事業者から交付された書面は、どれくらいの期間保存しておけばよいのか。

A： 下請事業者は、下請代金法上では親事業者に交付された書面を保存する義務はありませんが、取引に係るトラブルを未然に防止するためにも、一定期間保存しておくことが望まれます。

親事業者は、下請事業者に交付した書面の内容を記載した書類を作成し、それを 2 年間保存する必要があります。また、発注時に発行した書面の内容に加えて、実際の受領日や支払期日など、委託取引に関する記録も記載しなければなりません。

なお、この規定が設けられたねらいは、親事業者が書類を作成し保存することによって、下請取引に係るトラブルを未然に防止するとともに、行政機関の検査の迅速さ、正確さを確保するためです。

Q32： 保存すべき書類については、保管場所がないため、必要事項を電子データに変換して保存しておくことは可能か。

A： 書類に記載すべき項目の内容が満たされていれば、電子データで保存しておくことが認められています。なお、電磁的記録の作成・保存の場合、記録事項を検索する機能を有している必要があります。

(4) 遅延利息の支払義務

Q33： 支払いの遅延利息はいつから支払わなければならないのか。また、どれくらいの額を払わなければならないのか。

A： 親事業者が下請代金を支払期日までに支払わなかったときは、下請事業者に対し、成果物などを受領した日から起算して 60 日を経過した日から実際に支払いをする日までの期間について、その日数に応じた遅延利息を支払わなければなりません。

遅延利息は、その日数に応じて当該未払い金額に年率 14.6% を乗じた額を支払わなければなりません。

4．委託取引における親事業者の禁止事項について

(1) 買ったときの禁止について

Q34： 著しく低い下請代金は下請代金法違反となるおそれがあるとのことだが、どの程度の価格を「通常支払われる対価」とするのかが、アニメ以外のテレビ制作予算と考えてよいのか。

A： 下請代金が著しく低いかどうかは、同種又は類似のものについての市価（又は従来からの取引価格）と、当該給付に支払われる対価との乖離状況等から、総合的に判断されます。

同種又は類似のものについての市価とは、必ずしもアニメ以外のテレビ制作予算とはなりません。むしろ従来からの取引価格と考えるのが妥当です。例えば、アニメ業界では、「放送番組単価」、「ビデオ単価」、「劇場用映画単価」といった形で、要求される精度に応じて一般的に単価が異なりますが、そのような単価の相場観は、1つの目安になると思われます。

なお、親事業者が下請代金の額を定める方法としては、見積もりあわせ、話し合い、入札などがあります。これらによって市価が形成されるのが一般的です。

ただし、見積りあわせの際に、多量発注を前提とした見積額を、少量発注で適用したり、理由もなく特定の下請業者を差別して、他より低い額を定めたりした場合は下請代金法の違反のおそれがあります。

下請代金法の観点からは、親事業者と下請事業者との間で、話し合い、双方とも納得がいている、というプロセスを経た額となっているかどうか、が重要となります。

Q35： トータルの制作費用が決まっているため、下請業者に払える代金は自ずと決まってしまうが、指値で下請業者に注文をしてもよいのか。

A： 親事業者が、一方的に単価を指定するいわゆる指値によって、通常支払われるべき対価より低い単価で下請代金の額を定める場合は、下請代金法上違反となるおそれがあります。

下請代金は、下請事業者から見積書を提出してもらった上で十分に話し合い、双方の納得のいく額とすることが必要です。

Q36： 親事業者から知的財産権の譲渡を求められた場合、その対価はどのように設定したらよいのか。

A： 対価については、下請代金法では、「著しく低い」場合に問題となるおそれがあります。著しく低いかどうかの判断は、同種又は類似のものについての市価（又は従来からの取引価格）と、当該給付に支払われる対価との乖離状況等から、総合的に判断されます。

下請代金法では、「著しく低い価格はダメ」ということ以外に、対価についての判断基準は特に設けられていません。

下請代金法の観点からは、親事業者と下請事業者との間で、話し合い、双方とも納得がいている、というプロセスを経た額となっているかどうか、が重要となりますので、従来取引価格等を参考に交渉することも一つの方法です。

(2) 受領拒否の禁止について

Q37 : 下請事業者が、正式な発注をしていないのに、見込みで作成してしまった場合には、成果物受領を拒否してもよいのか。

A : 発注をしていないものについては、受領を拒否することに問題はありません。
ただし、発注書面を作成せず、口頭発注にて下請事業者を作成させている場合は、書面の交付義務違反に留まらず、受領拒否にも該当することになります。

Q38 : テレビ局などの都合で、予定していたアニメ作品の放送が無くなった場合は、下請事業者からの受領を拒否できるのか。

A : テレビ局などの都合に関わらず、下請事業者が発注したものについて下請事業者が納品してきた場合には、親事業者は受領を拒否できません。
なお、この場合の親事業者が、テレビ局との取引において受注者側として正式に受注している場合で、テレビ局が不当に受領を拒否しているような場合には、テレビ局が下請代金法違反又は独占禁止法上の優越的地位の濫用に該当するおそれがあります。

Q39 : 放送倫理基準に合致しないことを理由とした受領拒否は認められるか。

A : 業界内で周知されている客観的な基準であれば、「給付の内容」がその基準を満たしていないことを理由として、親事業者による受領拒否は認められます。ただし、下請事業者側がやり直しをして、瑕疵がなくなれば、親事業者による受領拒否は認められません。

(3) 返品 of 禁止について

Q40 : 毎週継続的に放送される予定のアニメが、視聴率の低下などによって、急に打ち切られてしまった場合は返品してもよいのか。

A : 返品は、成果物などを受領した後に、下請事業者責任がある場合において、速やかに行う場合のみ可能です。この場合、下請事業者の責任は全くないと思われるので、返品は認められません。

(4) 下請代金の減額の禁止について

Q41 : アニメ制作の途中で、制作費が減額されてしまった場合、下請代金も減額しても良いのか。

A : 下請事業者への代金の支払いは親事業者が責任を負うべきであり、制作費の減額自体は下請代金減額の理由にはなりません。発注時に決定した下請代金を支払う必要があります。

Q42： スケジュールが間にあわず、原画や動画のリメイクなどを親事業者自らが行った場合は、払うべき代金を減額してもよいのか。

A： 下請事業者の責に帰すべき理由（例えば、瑕疵の存在、納期遅れなど）がある際に、受領拒否、返品などをせずに、親事業者自ら手直しなどをした場合は、手直しに要した費用を減額することは可能です。

ただし、下請事業者の責めに帰すべき理由がない場合は、発注後に減額すると下請代金法違反になります。

また、当初発注にそもそも問題（仕様が不明確、短納期発注 / 等）があった場合等、下請事業者の瑕疵の原因が親事業者にある場合には、下請代金の減額は認められません。

Q43： 制作側のスケジュール遅れにより、どうしても納期が間に合わない場合がある。その際下請事業者は減額に応じなくてはならないのか。

A： 親事業者による成果物の作成に必要な材料などの支給遅れや無理な納期指定によって生じた納期遅れを、下請事業者の責任によるものとして下請代金を減額する場合は下請代金法違反のおそれがあります。

（５）下請代金の支払遅延の禁止について

Q44： 下請事業者Aが親事業者Bの未払いを理由に、孫請事業者Cに代金の支払いが遅延している場合、孫請事業者Cから、Aの親事業者であるBに直接代金を請求できないのか。

A： この場合、孫請事業者Cの取引先はあくまで下請事業者Aなので、委託取引上関係のないBに代金を請求する権利が下請代金法上発生する訳ではありません。

ただし、下請事業者Aと親事業者Bとの取引において、親事業者Bは下請代金法に違反することのないよう、速やかに代金を支払わなければなりません。

Q45： 受領した成果物に、瑕疵が発見され、やり直しが必要となった場合にも、当初の受領日から起算した支払期日に代金を支払わなくてはならないのか。

A： 下請事業者の責に帰すべき理由があり、下請代金の支払い前にやり直しをさせる場合には、やり直しをさせた後の成果物などを受領した日が支払期日の起算日となります。

Q46： アニメに関する成果物の受領日がはっきりしないが、なにを持って成果物を受領したこととし、支払期日を起算すればよいのか。

A： 情報成果物作成委託においては、親事業者が作成の過程で、下請事業者の作成内容の確認や今後の作業指示などを行うために注文成果物を一時的に親事業者の支配下に置く場合があります。

このとき、注文品が委託内容の水準に達しているかどうか明らかでなく、あらかじめ親事業者の支配下に置いた注文品の内容が、一定の水準を満たしていることを確認した時点で受領とすることに合意している場合には、その時点を受領日とします（親事業者の

支配下に置いた時点を受領日とするものではありません。

ただし、発注書面に記載した納期日に親事業者の支配下であれば、内容の確認が終了しているかどうかに関わらず、当該納期日を受領日とします。

Q47： 知的財産権を含む成果物の下請代金の一部をロイヤルティ等の成功報酬で支払う場合、成果物受領後 60 日以内に支払うことに違反するのか。遅延利息は発生するのか。

A： 下請代金法上は、委託された情報成果物の制作費が、受領後 60 日以内に支払われていることが必要です。制作費とロイヤルティを分離して支払うことは可能ですが、この場合、制作費該当部分の金額については、親事業者と下請事業者との話し合い・合意で明確化することが重要です。

制作費も含めて、成功報酬としたりランニング方式で受領後 60 日以内の範囲を逸脱して支払うような場合には、下請代金法に違反することとなり、遅延利息も発生することとなります。

なお、知的財産権の譲渡・許諾については、それが「給付の内容」に含まれる場合に、下請代金法が適用されることとなります。知的財産権の取扱いについては、Q27 にてより詳細に説明しています。そちらもご参照ください。

(6) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止について

Q48： 納入し終えたアニメの記録データなどを、撮影の下請事業者に保存させることは問題になるのか。

A： 下請事業者が、自発的にデータを保存することに問題はありませんが、親事業者が下請事業者にデータを保存するよう強制し、その費用負担をしない等、下請事業者の利益を不当に害するような場合は、下請代金法違反のおそれがあります。

Q49： 制作されたアニメは二次使用にも使われるが、その対価を親事業者が下請事業者に支払わないのは、違反ではないのか。

A： 下請事業者が、一旦納品した情報成果物の二次使用について対価を請求できる場合は、下請事業者が知的財産権（著作権）が発生している場合であると考えられます。

あらかじめ二次使用が想定されており、二次使用の分についての著作権の譲渡・許諾を含んで発注する場合には、親事業者は、発注書面に記載する「下請事業者の給付の内容」として、下請事業者が作成した情報成果物を提供させるとともに著作権を譲渡・許諾させること（部分的に譲渡・許諾させる場合には、その範囲、期間等）を明確に記載する必要があります。また、下請代金の額に二次使用分の著作権の譲渡・許諾対価が含まれていることを、下請事業者との間で十分に協議・合意することが重要です。

そういった協議・合意及び書面での記載が無く、親事業者側が無断で二次使用をした場合には、著作権法上権利の侵害に該当すると考えられますし、下請代金法上「不当な経済上の利益の提供要請の禁止」に違反するおそれがあります。

なお、知的財産権の取扱いについては、Q27 にて詳細に説明していますので、ご参照ください。

(7) 不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止について

Q50： アニメ制作の作成途中において、テレビ局などの都合で、一方的にプロットやキャラクターが変更されてやり直しを求められる場合は、下請代金法の違反とならないのか。

A： 発注後に、下請事業者が成果物を作成しているにも関わらず、作業のやり直しを伴う新たなキャラクターの利用を強制し、やり直しの費用を負担しない場合は、下請代金法の違反のおそれがあります。

ただし、発注の前に検討し、互いに納得して決定しているような場合は、当然、違反にはなりません。

Q51： テレビで放映された後、DVD制作のためにやり直しを求められる場合は、下請代金法の違反とならないのか。

A： 当初から、「DVD制作を目的とした情報成果物作成委託である」ということが書面に記載されており、DVDに耐えうるクオリティの作品を制作することが委託内容に含まれていた、ということが親事業者 下請事業者間で事前に合意・了解され、DVDに耐えうるクオリティはないが、とりあえずテレビ放映のため受領したことが明らかにされていたのであれば、下請代金法の違反とはなりません。

他方、発注時は「テレビ放映を目的」としたものであることとして下請事業者に説明していたにもかかわらず、テレビ放映後、親事業者が下請事業者に対して費用を負担せず一方的にDVD制作のためのやり直しを求める場合には、不当なやり直しに該当します。

Q52： 下請事業者には非がないのに、制作側のスケジュールが遅れて作業着手ができず、納期が遅れてしまう場合はどうしたらよいか。こういう場合は、どちらに責任があるのか。

A： 下請事業者の原因ではない、親事業者側のスケジュールの遅れにより下請事業者が制作に着手できない場合には、これは結果的に短納期発注を行っていることになり、親事業者は下請事業者が納期に間に合わないことを理由に受領拒否や下請代金の減額を行うことはできません。

なお、結果的に短納期発注となることにより当初の作成費用を上回る場合に、その費用を親事業者が負担しなければ、「不当な給付内容の変更」に該当するおそれがあります。

Q53： アニメ作品は、特に成果物の質的判断は当事者以外に無理だと思うが、どの程度を「不当なやり直し」とするのか。

A： 発注書面上は必ずしも明確ではないが、成果物が注文した水準に到っていないとし、親事業者が一方的に負担割合を決定し、下請事業者に不当な不利益を与えている場合は下請代金法の違反のおそれがあります。やり直しや追加作業をさせることは、親事業者がやり直しなどをさせるに至った経緯などを踏まえ、やり直しの費用について下請事業者と十分に協議した上で合理的な負担決定をし、親事業者が当該負担割合を負担する必要があります。

Q54： アニメ作品の完成後、作品をみたスポンサーなどから修正指示が出た場合は、やり直しをしなければならないのか。

A： 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、親事業者が成果物を一旦受領したにも関わらず、その後無償でやりなおしをさせる場合は、下請代金法の違反のおそれがあります。

Q55： 発注後に制作側のスケジュールが遅れて、当初発注されていた仕事を他にも分散して委託された場合は、不当な給付内容の変更に該当しないのか。

A： 発注後に、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、かかった費用を負担することなく発注内容や量を一方的に変更された場合は、下請代金法の違反のおそれがあります。また、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに費用を負担しないまま発注の取消（契約の解除）も同様に下請代金法の違反のおそれがあります。

Q56： 価格の決定後に、作業内容が予定を大幅に上回るような場合はどうしたらよいのか。また、そのような場合に親事業者が価格を変えないのは、下請代金法違反ではないのか。

A： 当初予定していた作業内容が大幅に増えた場合、当初決定した価格は作業内容が増えた場合に対応しているものではないため、そのままにしておく「不当な給付内容の変更」となり、下請代金法違反のおそれがあります。

よって、親事業者は、下請事業者の申し出があるかないかに関わらず、再見積を取り、対価の見直しなどを行う必要があります。また、「委託内容」の変更となりますので、改めて書面を交付する必要があります。

（８）報復措置の禁止について

Q57： 親事業者の下請代金法違反行為を公正取引委員会や中小企業庁に知らせたことによって、取引を停止されるおそれがあるが、どうしたらよいか。

A： このような場合に、報復行為として、親事業者が下請事業者に対して、不利益な取扱いをした場合には、下請代金法の違反のおそれがあります。

5 . 改善勧告・罰則などについて

Q58： 親事業者が下請代金法に違反した場合の罰則規定は、具体的にどのようなものか。

A： 次のような行為に対しては、行為者（担当者）個人が罰せられる他、会社も罰せられることとなります（50万円以下の罰金）。

書面の交付義務違反
書類の作成及び保存義務違反
報告徴収に対する報告拒否、虚偽報告
立入検査の拒否、妨害、忌避

その他の違反行為に対しても、違反行為を行っている親事業者に対しては、公正取引委員会から勧告される他、中小企業庁、所管官庁（アニメの場合は経済産業省）から行政指導が行われます。

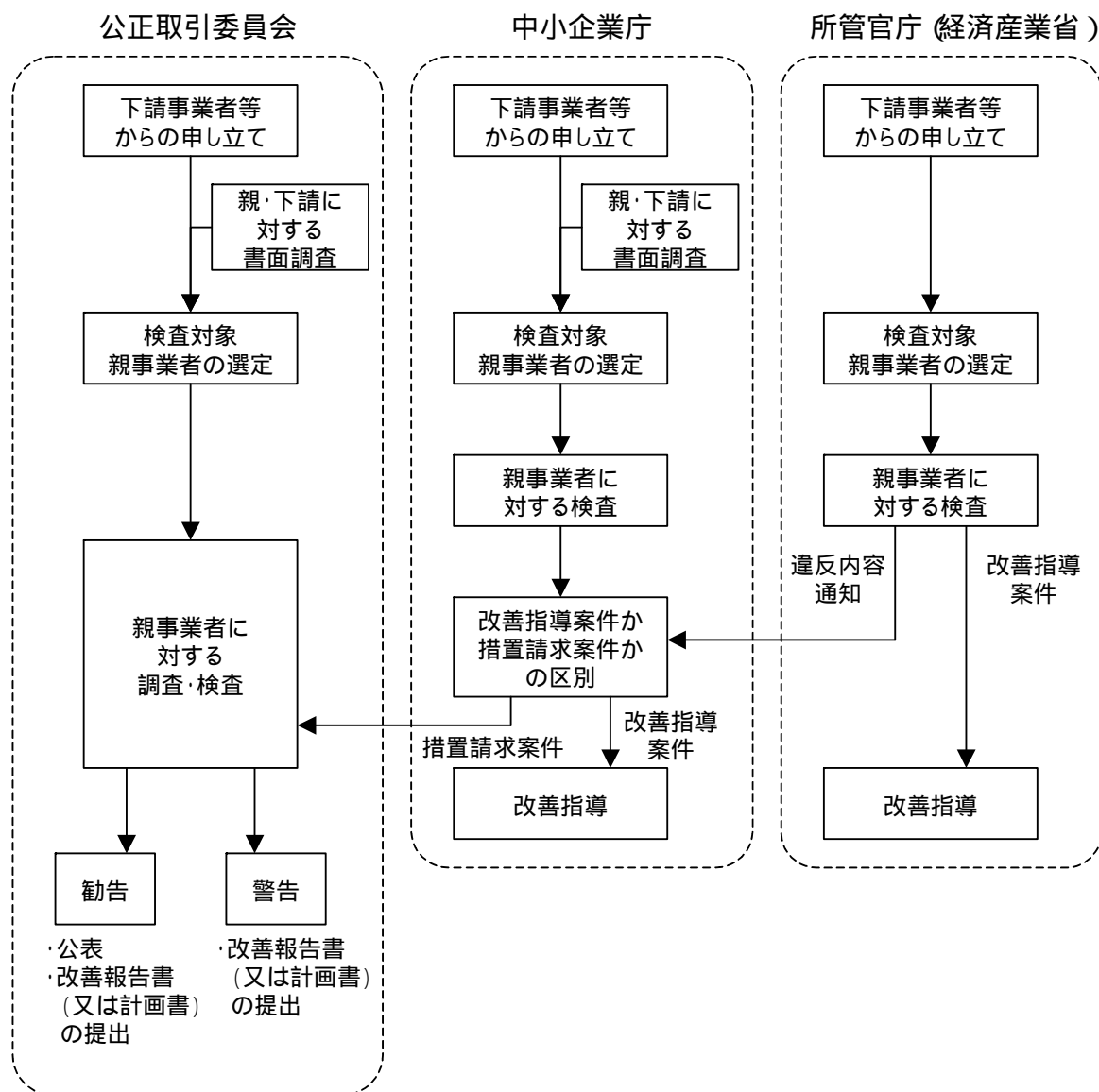
また、公正取引委員会が勧告をした場合は、原則として、勧告に従うか否かに関わらず違反内容・社名が公表されます。

Q59： 親事業者が下請代金法に違反していると思った場合は、どのようにすればよいのか。

A： 公正取引委員会や中小企業庁、所管官庁（アニメの場合は経済産業省）に対して、違反していると思う具体的内容を掲示して申し立て（文書、電話）を行うことにより、違反の疑いがあれば、行政が親事業者に対して、調査・検査を行います。

連絡先：公正取引委員会事務総局経済取引局取引部下請取引調査室 TEL：03-3581-3374（直）
：中小企業庁事業環境部取引課 TEL：03-3501-1669（直）
：経済産業省商務情報政策局文化情報関連産業課 TEL：03-3501-9537（直）

具体的な下請代金法の事件処理は、次のような手順で行われています。



Q60： 公正取引委員会や中小企業庁が親事業者に立ち入り検査をする場合、自社が告発したことが明らかにならないようにしたいが、それは可能か。

A： 親事業者に対して、告発した下請事業者の名前を伝えることはありませんので、告発した下請事業者が明らかになることはありません。

Q61： 元請側の意識が変わらないと、下請側はどうしようもないのではないか。

A： 親事業者の意識改革に関して、公正取引委員会では例年1月～2月にかけて、主に親事業者の発注・法務担当者等を対象にした「下請取引改善研修会」を開催しています。また、中小企業庁では毎年6月～9月に、親事業者の外注担当者等を対象に「下請取引改善講習制度」を開催して、親事業者の啓蒙活動に取り組んでいます。

また、下請側に対しては、中小企業相談官（中小企業庁・各経済産業局に配置）が、各種相談に応じているほか、下請企業振興協会（各県に設置）で苦情・紛争処理の解決を図る態勢を整えており、また、下請中小企業の経営者等に、下請取引相談員を委嘱、下請取引関係の苦情・相談を受け付けています。

取締の強化はもちろんのこと、公正取引委員会・中小企業庁では、「下請取引適正化推進月間（毎年11月）」に、下請取引適正化推進講習会を開催しています。

さらに、たれ幕・ポスターの掲示、新聞、テレビ等のマスメディアによる広報等を幅広く実施することで本法の趣旨・内容の周知徹底を図っています。

違反行為を行った親事業者、他の事業者に対しても、マニュアルの作成、社内研修会の開催等、社内体制の整備を積極的に指導し、そのほか、本法の的確な運用のためさまざまな事業を実施しています。

公正取引委員会ホームページから「改正下請代金支払遅延等防止法テキスト」（平成16年1月、公正取引委員会）をダウンロードすることができます。下請代金法の解説等が載っていますのでご参照ください。

下請代金法について、分からない点等がありましたら、下記までお問い合わせください。

連絡先：公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課

TEL：03-3581-3373（直）

< 参考 >

Q62： 知的財産権の取扱などについては、書面に記載しなくてもよいのか。

A： アニメ業界の委託取引においては、委託した情報成果物等に関し、下請事業者等に知的財産権が発生する場合がありますが、知的財産権の原始的発生等その取扱については知財法の問題であり、下請代金法が関与するところではありません。

ただし、知的財産権の原始的帰属の問題を超えて、下請事業者から親事業者に知的財産権を譲渡（二次利用権の設定など）する等取引の内容とするときには注意が必要です。

この場合、親事業者が、情報成果物等を提供させ、作成の目的となる使用の範囲（例えば、年月日のAテレビ局での放映）において使用するだけであれば、知的財産権の

取扱いについて、書面に記載する必要はありませんが、他方、作成の目的となる使用の範囲（例えば、年月日のAテレビ局での放映）を超えて、当該知的財産権を自らに譲渡・許諾させることを含んで発注する場合には、親事業者は、発注書面に記載する「下請事業者の給付の内容」として、下請事業者が作成した情報成果物を提供させるとともに知的財産権を譲渡・許諾させること（部分的に譲渡・許諾させる場合には、その範囲、期間、等）を明確に記載する必要があります²。また、下請代金の額に知的財産権の譲渡・許諾対価が含まれていることを、下請事業者との間で十分に協議・合意することが重要です。

なお、知的財産権の譲渡・許諾が委託内容に含まれず、後日、当該知的財産権については譲渡・許諾対価を支払って譲渡・許諾させるという場合には、発注書面に知的財産権の譲渡についての記載は必要ありません。

アニメ業界の場合には、工程の特性や、仕様の明確性の程度等によって、下請事業者に知的財産権が発生するのかどうか、ケースバイケースで判断が分かれたり、客観的にどちらに発生するものと判断すべきかが不明快な場合もあると思います。また、慣例によって、特に明示的に何も取決めをせずとも、委託取引において知的財産権が発生する場合には、当該権利が親事業者に帰属することとなる場合が少なくなかったかと思います。下請代金法が適用される委託取引の場合で、下請事業者に知的財産権が発生する場合に、その知的財産権を、親事業者に対して、「給付の内容」に含んで譲渡・許諾させる場合には、書面に記載する必要がありますので、ご注意ください。（書面への記載を要しない場合は、

譲渡、許諾等ではなく、原始的帰属の問題に帰結する場合、当該委託取引とは切り離して別途知的財産権の譲渡、許諾等の取引を行う場合、となります。の場合は、別途の協議・合意や対価等が必要となります。それをしなければ、親事業者に対する禁止事項である「不当な経済上の利益の提供要請」に該当することとなりますし、著作権法上も問題となります。）

なお、親事業者と下請事業者との間で、別途契約等において、「発生する知的財産権は親事業者に譲渡・許諾される」ことが取り決められている場合で、それが「給付の内容」に含まれて譲渡・許諾させるのであれば、発注書面にはこの契約書との関連付けがなされていけばよいので、改めて発注書面の給付の内容に知的財産権の譲渡・許諾について書く必要はありません。

²下請事業者の知的財産権が発生する場合、知的財産権の取扱いについて書面に明記しないと下請事業者に帰属するように解釈されてしまうのであれば、業界慣行の通常の解釈と必ずしも合致しないと考えられ、妥当ではないとの意見が、研究会において委員の一部から指摘された。

アニメ業界における委託取引に関するモデル書面

本章においては、下請代金支払遅延等防止法の改正を踏まえ、同法の対象となる委託取引契約について、的確にアニメ業界が同法に対応できるよう作成した「下請代金支払遅延等防止法第 3 条に規定する書面に係る参考例（アニメ制作に係る情報成果物作成委託）」の内容を掲載している。

下請代金支払遅延等防止法第 3 条に規定する書面に係る参考例
(アニメ制作に係る情報成果物作成委託)

1 下請代金支払遅延等防止法第 3 条に規定する書面(発注書面、3 条書面)には、「下請代金支払遅延等防止法第 3 条の書面の記載事項等に関する規則(3 条規則)」に定める事項をすべて記載する必要があるが、その様式には特に制約はないので、それぞれの親事業者において、発注、納品、経理等の個々の下請取引の内容に即したものを作成することが可能である。また、親事業者と下請事業者の間で取り交わされる契約書等の内容が、3 条規則で定める事項をすべて網羅している場合には、当該契約書等を 3 条書面とすることが可能であるので、別に書面を作成する必要はない。

2 一般に、発注書面の様式としては、
3 条規則に定めるすべての記載事項を 1 つの様式に含める場合
下請代金の額の記載を算定方法による場合
当初書面に記載することができない特定事項がある場合
共通記載事項に係る文書をあらかじめ下請事業者に交付しておく場合
が考えられる。このそれぞれについて、アニメ制作に係る情報成果物作成委託における発注書面の参考例を示す。

3 なお、これらの書面が印紙税法上の課税文書になるか否かは、当事者間(親事業者と下請事業者との間)において請負契約等の成立を証する目的で作成する文書に該当するか否かにより判断することとなる。

参考例は、そのいずれも単に親事業者から下請事業者に対して、一方的に取引条件等を通知するとともに、その作業を依頼するために作成される文書(いわゆる「発注書」)であって、下請契約の成立を証明する文書には該当しないことから、課税文書には該当しない。

(注) これらの書面に請負契約等の課税事項が追加記載される場合には、課税文書となる場合があるので留意すること。例えば、下請事業者が署名又は押印の上返送する若しくは「承諾した」旨の記載をした上返送する場合には、依頼文書(発注書)に対して承諾文書(請書)を作成・交付したこととなることから、この場合の承諾文書(請書)が印紙税法上の課税文書となり、下請事業者が印紙税の納税義務者となる。

資料：公正取引委員会「資料 4 下請代金支払遅延等防止法第 3 条に規定する書面に係る参考例」『改正下請代金支払遅延等防止法テキスト』(平成 16 年 1 月) p.69 より

(書式例1) アニメ制作に係る情報成果物作成委託の発注書面の例
 (規則で定める事項を1つの書式に含めた場合)

注文書		
_____ 殿		平成 年 月 日
株式会社		
作品名	担当話数	
	1話の基準数量(単位)	
業務内容		
支給材料		支給期日
納期	納入場所	検査完了期日
数量(単位)	単価(円)	代金(円)
支払期日	支払方法	
<p>本注文書の金額は、消費税・地方消費税抜きの金額です。支払期日には法定税率による消費税額・地方消費税額分を加算して支払います。</p> <p>基準数量を著しく越える場合には代金について別途協議することとします。</p> <p>支給材料が変更になったことによってリメイクが必要となった場合には別途料金を支払うこととします。</p> <p>委託内容や支給材料、支給期日等が変更になった場合には、納期、金額等を別途協議することとします。</p>		

(注) 下請事業者に知的財産権が発生し、発生した知的財産権を発注の内容に含み親事業者に譲渡・許諾させる場合には、譲渡・許諾の範囲を記載する必要があります。

<注>

1. 発注する数量が1個の場合は、「数量」と「単価」欄は不要。したがって、話毎のグロス契約で1話のみ発注する場合には不要である。話毎のグロス契約で複数話を発注する場合には、「数量」に話数、「単価」に1話あたりの代金を記入する。1枚あたりの単価契約で複数枚を発注する場合には、「数量」に枚数、「単価」に1枚あたりの代金を記入する。

2. (1) 下請代金については、本体価格だけでなく、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の額も明示することが望ましく、例えば次のような記載方法がある。

本体価格と消費税等額分を区分してそれぞれの額を記載する。

本体価格を記載するとともに同単価に消費税等額分（基本的には、消費税等の税率を乗じて算出した額）を加算した額を下請代金として支払う旨を記載する。

また、いわゆる内税方式として消費税及び地方消費税込みの下請代金を記載する場合には、その旨を明確に記載する必要がある。

(2) 下請代金から、下請代金を下請事業者の金融機関口座へ振り込む際の手数料を差し引いて支払う場合には、その旨を記載する必要がある。

資料：公正取引委員会「資料4 下請代金支払遅延等防止法第3条に規定する書面に係る参考例」『改正下請代金支払遅延等防止法テキスト』p.70より

3. それぞれの記載事項についての留意点や記載例は、次のとおり。

『作品名』

発注するアニメの作品及び内容が特定できるように記入する（企画書等を別に交付している場合は、そのことを付記する）。

（例）テレビシリーズ「 」（A放送局放映予定番組）

『担当話数』

上記作品名に記載した作品がテレビシリーズの場合、発注する話数を記入する。複数話をまとめて発注する場合には、すべてを記入する。なお、放映予定日が決まっている場合には、放映予定日も明示することが望ましい。

（例）第2話（平成 年 月 日放映予定）

『1話の基準数量』

話毎のグロス契約の場合、設定している基準数量を記入する。基準数量のない工程や単価契約では不要。基準数量を著しく超える発注となった場合には、下請代金を増額するため別途協議することが必要となる。

（例）3,000枚

『支給材料』

発注にあたり支給する材料等（無償支給を含む）を具体的に記入する。支給材料がない場合は、下請事業者が作業開始できる打合せなどを記入する。この事項は下記の「支給期日」とあわせ、下請代金支払遅延等防止法第3条で直接規定されているわけではない。しかし、これらの事項を明確に定めずに発注し、支給材料の支給期日が遅れるが納期は変わらないなど結果として下請代金法違反となるおそれがあることから、これらの事項も発注時にできるだけ明確に定めることが望ましい。

例えば、以下の例のように記入する。

（例）ア．絵コンテ、キャラクター設定、美術設定、レイアウト

（原画作成委託の場合）

イ．シナリオ打合せ（脚本作成委託の場合）

『支給期日』

支給材料を支給する期日を具体的に記入する。なお、支給材料がない場合には、下請事業者が作業開始できる予定日（打合せ開始日等）を記入する。

『業務内容』

注文品や作業等の内容が十分に理解できるように記入する（仕様書、図面、検査基準等を別に交付している場合は、そのことを付記する）。アニメの工程別に注意すべき点を以下に示す。

「脚本」：発注する脚本の原作の有無がわかるように記入する。また、シリーズ構成を含み発注する場合にはその旨を明示する（その場合、代金を分けて記入することが望ましい）。

「監督・演出」：絵コンテ等の情報成果物作成を含む場合には下請代金法の対象となる。担当業務をできるだけ具体的に明示する。

「レイアウト・原画・動画」：管理業務、作画監督業務を含み発注する場合にはその旨を明示する（その場合、代金を分けて記入することが望ましい）。

「背景」：美術監督業務を含み発注する場合にはその旨を明示する（その場合、代金を分けて記入することが望ましい）。

「仕上げ」：色指定、検査、管理業務を含み発注する場合にはその旨を明示する（その場合、代金を分けて記入することが望ましい）。

「撮影」：線撮りを含み発注する場合にはその旨を明示する（その場合、代金を分けて記入することが望ましい）。テープへの収録、作業後のデータ管理を含み発注する場合には、その旨を明示する。

「音響」：声優のキャストを指定する場合には具体的に明示する。

「編集」：アフレコ用に絵コンテ段階等の編集業務を含み発注する場合にはその旨を明示する。

下請事業者の知的財産権を発注の内容に含み譲渡・許諾させる場合には、譲渡・許諾の範囲を記載する必要がある。

（例）「当社の発注の作成過程において発生する貴社の 権については、発注の内容に含み、当社が譲渡を受けるものとします。」

下請事業者情報成果物の知的財産権が発生し、二次使用に対する対価を支払うことが必要な場合には、支払う対価の決め方を記載する必要がある。

(例)「二次使用料に関しては、 殿所属団体の使用料規程等に基づいた協議に従うこととします。」(脚本作成委託や監督業務委託の場合)

『納期』

注文品を受領する期日を具体的に記入する。社内作業の場合は、その作業を完了する期日を記入する。

『納入場所』

注文品を受領する場所を具体的に記入する。宅配便を利用するなど、納入に経費がかかる場合には、親事業者・下請事業者のいずれが経費を負担するか明記する必要がある。

(例) ア．弊社本社 課
イ．御社 スタジオ(発注先に引き取りに行く場合)

『検査完了期日』

検収締切制度、納品締切制度にかかわらず、検査を行う場合は必ず記入しなければならない。検査完了の年月日を記入する代わりに、「納品後 日」としてもかまわない。

『支払期日』

下請代金の支払年月日を具体的に記入することが望ましいが、支払制度を記入しても差し支えない。なお、「支払条件」として、「支払期日」と次の「支払方法」とを合わせて記入してもかまわない。

(例) ア．毎月 日納品締切、翌月 日支払
イ．検収締切日毎月 日、支払日翌月 日
ウ．納品締切日毎月 日、支払日翌月 日

『支払方法』

下請代金を金融機関への口座振込により支払う場合には、その旨記入する。支払期日が金融機関の休業日に当たる場合に当該金融機関の翌営業日に支払うこととする場合には(ただし、順延期間が2日以内の場合に限られる)、その旨記入する。

下請代金の支払手段として手形を交付しようとする場合には、その額又は支払額に占める割合及び支払手形の満期日を記入する。満期日に代えて振出日から満期日までの日数(期間)を記入してもかまわない。

(書式例1の脚本作成委託発注書面参考例)

注文書		
平成 年 月 日		
殿		
株式会社		
作品名	担当話数	
業務内容 (原作： 有 無) (シリーズ構成： 有 無)		
シナリオ打合せ開始日		
納期	納入場所	検査完了期日
代金(円)	支払期日	支払方法
<p>本注文書の金額は、消費税・地方消費税抜きの金額です。支払期日には法定税率による消費税額・地方消費税額分を加算して支払います。</p> <p>委託内容やシナリオ打合せ開始日等が変更になった場合には、納期、金額等を別途協議することとします。</p> <p>二次使用料に関しては、脚本家所属団体の使用料規程等に基づいた協議に従うこととします。</p>		

(書式例2) アニメ制作に係る情報成果物作成委託の発注書面の例
(算定方法による場合)

(1)発注書面の例

<p style="margin: 0;">注文書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">平成 年 月 日</p> <p style="margin: 0;">_____ 殿</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">株式会社</p>		
作品名	担当話数	
業務内容		
支給材料	支給期日	
納期	納入場所	検査完了期日
支払期日	支払方法	
<p>本注文書の金額は、消費税・地方消費税抜きの金額です。支払期日には法定税率による消費税額・地方消費税額分を加算して支払います。</p> <p>代金については、別添の単価表に基づき算定された金額を支払います。</p> <p>支給材料が変更になったことによってリメイクが必要となった場合には別途料金を支払うこととします。</p> <p>委託内容や支給材料、支給期日等が変更になった場合には、納期、金額等を別途協議することとします。</p>		

(注) 下請事業者に知的財産権が発生し、発生した知的財産権を発注の内容に含み親事業者に譲渡・許諾させる場合には、譲渡・許諾の範囲を記載する必要があります。

<注>

1. 発注書面には、下請代金の額として正式単価を具体的な金額で記載しなければならないが、具体的な金額を記載することが困難なやむを得ない事情がある場合（例えば、当該期間に提供した情報成果物の種類及び量に応じて代金が支払われる場合等）であって、算定方法の形であれば正式単価として記載できる場合には、下請代金の額として算定方法を記載することが認められる。

ただし、算定方法は、下請代金の具体的な金額を自動的に確定するものでなければならず、算定方法を定めた書面と発注書面が別のものである場合においては、これらの書面の関連付けを明らかにしておく必要がある。また、下請代金の具体的な金額を確定した後、速やかに下請事業者へ書面にて交付しておく必要がある（算定の根拠となる数値についても記載することが望ましい。ただし、発注書面の形での再発行は要さない。）

資料：公正取引委員会「資料4 下請代金支払遅延等防止法第3条に規定する書面に係る参考例」『改正下請代金支払遅延等防止法テキスト』（平成16年1月）p.20より

2. (1) 下請代金については、本体価格だけでなく、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の額も明示することが望ましく、例えば次のような記載方法がある。

本体価格と消費税等額分を区分してそれぞれの額を記載する。

本体価格を記載するとともに同単価に消費税等額分（基本的には、消費税等の税率を乗じて算出した額）を加算した額を下請代金として支払う旨を記載する。

また、いわゆる内税方式として消費税及び地方消費税込みの下請代金を記載する場合には、その旨を明確に記載する必要がある。

- (2) 下請代金から、下請代金を下請事業者の金融機関口座へ振り込む際の手数料を差し引いて支払う場合には、その旨を記載する必要がある。

資料：公正取引委員会「資料4 下請代金支払遅延等防止法第3条に規定する書面に係る参考例」『改正下請代金支払遅延等防止法テキスト』（平成16年1月）p.72より

3. それぞれの記載事項についての留意点や記載例は、次のとおり。

『作品名』

発注するアニメの作品及び内容が特定できるように記入する（企画書等を別に交付している場合は、そのことを付記する）。

（例）テレビシリーズ「」（A放送局放映予定番組）

『担当話数』

上記作品名に記載した作品がテレビシリーズの場合、発注する話数を記入する。複数話

をまとめて発注する場合には、すべてを記入する。なお、放映予定日が決まっている場合には、放映予定日も明示することが望ましい。

(例) 第2話(平成 年 月 日放映予定)

『支給材料』

発注にあたり支給する材料等(無償支給を含む)を具体的に記入する。支給材料がない場合は、下請事業者が作業開始できる打合せ日などを記入する。この事項は下記の「支給期日」とあわせ、下請代金支払遅延等防止法第3条で直接規定されているわけではない。しかし、これらの事項を明確に定めずに発注し、支給材料の支給期日が遅れるが納期は変わらないなど結果として下請代金法違反となるおそれがあることから、これらの事項も発注時にできるだけ明確に定めることが望ましい。

例えば、原画作成を委託する場合には、以下の例のように記入する。

(例) 絵コンテ、キャラクター設定、美術設定、レイアウト

『支給期日』

支給材料を支給する期日を具体的に記入する。なお、支給材料がない場合には、下請事業者が作業開始できる予定日(打合せ開始日等)を記入する。

『業務内容』

注文品や作業等の内容が十分に理解できるように記入する(仕様書、図面、検査基準等を別に交付している場合は、そのことを付記する)。アニメの工程別に注意すべき点を以下に示す。

「脚本」：発注する脚本の原作の有無がわかるように記入する。また、シリーズ構成を含み発注する場合にはその旨を明示する(その場合、代金を分けて記入することが望ましい)。

「監督・演出」：絵コンテ等の情報成果物作成を含む場合には下請代金法の対象となる。担当業務をできるだけ具体的に明示する。

「レイアウト・原画・動画」：管理業務、作画監督業務を含み発注する場合にはその旨を明示する(その場合、代金を分けて記入することが望ましい)。

「背景」：美術監督業務を含み発注する場合にはその旨を明示する(その場合、代金を分けて記入することが望ましい)。

「仕上げ」：色指定、検査、管理業務を含み発注する場合にはその旨を明示する(その場合、代金を分けて記入することが望ましい)。

「撮影」：線撮りを含み発注する場合にはその旨を明示する(その場合、代金を分けて記入することが望ましい)。テープへの収録、作業後のデータ管理を含み発注する場合には、その旨を明示する。

「音響」：声優のキャストを指定する場合には具体的に明示する。

「編集」：アフレコ用に絵コンテ段階等の編集業務を含み発注する場合にはその旨を明示する。

下請事業者の知的財産権を発注の内容に含み譲渡・許諾させる場合には、譲渡・許諾の範囲を記載する必要がある。

(例)「当社の発注の作成過程において発生する貴社の 権については、発注の内

容に含み、当社が譲渡を受けるものとします。」

下請事業者の情報成果物の知的財産権が発生し、二次使用に対する対価を支払うことが必要な場合には、支払う対価の決め方を記載する必要がある。

(例)「二次使用料に関しては、 殿所属団体の使用料規程等に基づいた協議に従うこととします。」(脚本作成委託や監督業務委託の場合)

『納期』

注文品を受領する期日を具体的に記入する。社内作業の場合は、その作業を完了する期日を記入する。

『納入場所』

注文品を受領する場所を具体的に記入する。宅配便を利用するなど、納入に経費がかかる場合には、親事業者・下請事業者のいずれが経費を負担するか明記する必要がある。

(例) ア．弊社本社 課
イ．御社 スタジオ(発注先に引き取りに行く場合)

『検査完了期日』

検収締切制度、納品締切制度にかかわらず、検査を行う場合は必ず記入しなければならない。検査完了の年月日を記入する代わりに、「納品後 日」としてもかまわない。

『支払期日』

下請代金の支払年月日を具体的に記入することが望ましいが、支払制度を記入しても差し支えない。なお、「支払条件」として、「支払期日」と次の「支払方法」とを合わせて記入してもかまわない。

(例) ア．毎月 日納品締切、翌月 日支払
イ．検収締切日毎月 日、支払日翌月 日
ウ．納品締切日毎月 日、支払日翌月 日

『支払方法』

下請代金を金融機関への口座振込により支払う場合には、その旨記入する。支払期日が金融機関の休業日に当たる場合に当該金融機関の翌営業日に支払うこととする場合には(ただし、順延期間が2日以内の場合に限られる)、その旨記入する。

下請代金の支払手段として手形を交付しようとする場合には、その額又は支払額に占める割合及び支払手形の満期日を記入する。満期日に代えて振出日から満期日までの日数(期間)を記入してもかまわない。

* 単価表例

別 添

パターン	内容等	単価
1	作成	円 / 枚
2	作成	円 / 枚
3	検査	円

(2)下請代金が確定した後に親事業者が下請事業者に通知する書面例

支払代金通知書（案）

月分の_____代金は下記のとおりとなりましたので、通知します。

委託内容	単価	数量	代金

合計	
消費税等	
支払額	

<注>

下請代金の具体的な金額を確定した後、速やかに下請事業者へ書面にて交付しておく必要がある（算定の根拠となる数値についても記載することが望ましい。ただし、発注書面の形での再発行は要さない。）。

<注>

当初書面に記載することができない特定事項がある場合、当初書面には、特定事項の内容が定められない理由と特定事項の内容を定めることとなる具体的な予定期日を記載する必要がある。

(2) 補充書面の記載例

注文書		
平成 年 月 日		
アニメ 殿		
株式会社		
作品名 「 」(A 放送局放映予定番組) 内容の詳細は、「 企画書」の通り	担当話数：第 2 話(平成 年 月 日放映予定)	
	1 話の基準数量：300 枚	
業務内容 原画作成		
支給材料 絵コンテ、キャラクター設定、美術設定、レイアウト	支給期日 平成 年 月 日	
納期 平成 年 月 日	納入場所 御社スタジオ	検査完了期日 納品後 5 日
数量(単位)	単価(円)	代金(円) 円
支払期日 毎月 日納品締切 翌月 日支払い	支払方法 全額現金支払(口座振込による。支払期日が金融機関の休業日に当たる場合、順延期間が 2 日以内の場合には当該金融機関の翌営業日に支払う。)	
<p>本注文書は、平成 16 年 4 月 日付け注文書の記載事項を補充するものです。</p> <p>本注文書の金額は、消費税・地方消費税抜きの金額です。支払期日には法定税率による消費税額・地方消費税額分を加算して支払います。</p> <p>基準数量を著しく越える場合には代金について別途協議することとします。</p> <p>支給材料が変更になったことによってリメイクが必要となった場合には別途料金を支払うこととします。</p> <p>委託内容や支給材料、支給期日等が変更になった場合には、納期等を別途協議することとします。</p>		

<注>

補充書面には、当初書面との関連性を確認することができるようにする必要がある（関連付けについては、当初書面の交付日付でなくても、当初書面と補充書面の注文番号を同じとするなど、当初書面の内容を補充する書面であることが分かる記載があればよく、書式・内容は問わない）。

(書式例4) アニメ制作に係る情報成果物作成委託の発注書面の例
(共通記載事項がある場合)

(1) 発注書面の記載例

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">注文書</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">平成 年 月 日</p> <p style="margin: 5px 0;">_____アニメ_____ 殿</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">株式会社</p>		
<p>作品名 「_____」(A放送局放映予定番組) 内容の詳細は、「_____企画書」の通り</p>	<p>担当話数：第2話(平成 年 月 日放映予定)</p> <p>1話の基準数量：300枚</p>	
<p>業務内容 原画作成</p>		
<p>支給材料 絵コンテ、キャラクター設定、美術設定、レイアウト</p>		<p>支給期日 平成 年 月 日</p>
<p>納期 平成 年 月 日</p>	<p>納入場所 御社スタジオ</p>	<p>検査完了期日 納品後5日</p>
<p>数量(単位)</p>	<p>単価(円)</p>	<p>代金(円) 円</p>
<p>支払期日・方法等は、平成16年4月 日付け「支払方法等について」によります。</p> <p>本注文書の金額は、消費税・地方消費税抜きの金額です。支払期日には法定税率による消費税額・地方消費税額分を加算して支払います。</p> <p>基準数量を著しく越える場合には代金について別途協議することとします。</p> <p>支給材料が変更になったことによってリメイクが必要となった場合には別途料金を支払うこととします。</p> <p>委託内容や支給材料、支給期日等が変更になった場合には、納期等を別途協議することとします。</p>		

<注>

「支払方法等について」の書面(契約書、規定等これと同性格のものを含む。以下同じ。)を別途交付するときは、個々の注文書に「その他の取引条件についてはその文書による」旨を明記する必要がある。

(例)ア．支払条件等は 年 月 日付け「支払方法等について」による。

イ．支払条件等は 年 月 日交付の当社支払規定による。

ウ．支払条件等は現行「支払方法等について」のとおりとする。

(悪い例)ア．支払条件等は別途通知のとおり(通常、別途通知形式の文書がいくつもあり、不明確である)。

イ．その他当社規定による(何の規定か不明確である)。

(2) 共通記載事項に係る文書の記載例

	平成 16 年 4 月 日
アニメ 殿	
	株式会社
支払方法等について	
<p>弊社が今後発注する場合の支払方法等については下記の通りとさせて頂きたいので、御承諾ください。なお、御承諾の場合には、お手数ですが、御連絡をください。</p>	
記	
1. 支払制度	毎月 日納品締切 翌月 日支払い
2. 支払方法	全額現金払（口座振込による。支払期日が金融機関の休業日に当たる場合、順延期間が 2 日以内の場合には当該金融機関の翌営業日に支払う。）
3. 実施期間	平成 16 年 4 月 日から、本通知の内容に変更があり新たに通知するまでの間（新たな通知の実施期間の開始日の前日まで）
	以上

<注>

1. 「支払方法等について」の内容に変更があった場合、当該変更部分のみ通知するのではなく、全体を通知し直す必要がある。
2. なお、親事業者から「支払方法等について」の承諾の通知を求められた場合、下請事業者がその通知を文書で行うこととすると、その承諾書が印紙税課税文書となる。

まとめ

本調査研究においては、下請代金法の改正を踏まえ、アニメ業界における委託取引構造及び委託取引契約の実態を把握し、業界が的確に同法に対応できるよう、アニメ業界における下請代金法のためのQ & A集、アニメ業界における委託取引に関するモデル書面を作成した。

本調査研究における研究会の議論や実態調査においては、様々な課題が出され、それらの解決方策や目指すべき方向性について、一定の結論を得ることができた。

しかし、平成 16 年 4 月以降、改正下請代金法の施行後に新たな課題などが発現することも考えられる。

改正下請代金法が施行され、一定期間経過後、アニメ業界における下請代金法適用の成果や課題を分析することも必要であろう。

また、実態調査において出された以下の点については、本調査の対象とはならなかったが、今後のアニメ業界における課題となる。

- ・ 第一に、アニメ業界の制作工程のうち動画、仕上げの工程を中心にアジア諸国への発注が増大している点である。現在では国内においてこれらの工程の人材が空洞化する事態ともなっている。さらに、これらの工程はその上流工程（原画、演出等）の人材の供給源ともなっていたため、原画等の工程の人材も空洞化しつつあるとともに、技術力が低下しているとの指摘もある。これらの工程の人材が優秀であることが日本アニメの優秀さの一要因となっていたことを考えると、人材育成・確保の必要性は高い。
- ・ 第二に、必ずしもアニメ制作にかかわる関係者の貢献度合いに応じて適正な利益配分が行われているとは限らない点である。関係者の貢献度合いを客観的に判断することは困難であるが、アニメ制作現場に才能ある人材が供給され、長期的に日本のアニメが引き続き国際競争力を保持していくためには、知的財産権の帰属とあわせ、業界全体として一定の合意が形成されることが望ましい。
- ・ 第三に、アニメ制作における工程管理が必ずしも十分に機能していない場合がある点である。工期遅れが日常化している中で、業界全体として無駄なコストが発生している状況が見受けられる。正常に機能した工程管理の下、アニメ制作が行われていくことが必要と考えられる。

本調査研究の成果を1つのきっかけとして、業界関係者がアニメ業界の発展に向けた長期的視野に立ち、アニメ業界における様々な課題を少しずつ解決していく努力を続けていくことが、今後とも日本のアニメが国際競争力を維持していくためには必要と考えられる。